

報告対象案件一覧表

	対象国名	案件名	案件概要
事後報告案件			
1	アルゼンチン、バングラデシュ	令和6年度課題別研修「気象業務能力向上」	我が国気象庁の協力のもと、気象観測、数値予報、気象衛星、気象・気候情報等の気象業務にかかる主要知識・技術を習得するもの。アルゼンチン国防省傘下の組織であるアルゼンチン国立気象局の職員1名及びバングラデシュ防衛省傘下の組織であるバングラデシュ気象局の職員1名が参加。
2	アルバニア	令和5年度技術協力プロジェクト「国家森林火災情報システム（NFFIS）と自然を基盤とした解決策を通じた災害リスク削減（NbS-DRR）実施能力向上プロジェクト」	森林火災情報システム（NFFIS）の開発・導入、「自然を基盤とした解決策を通じた災害リスク削減（NbS-DRR）」の実証、これら成果の国・地域の取組みへの反映を行うことにより、森林火災と土壌侵食にかかるDDR関係機関の能力強化を図り、もってアルバニアにおける市民保護システムの強化に寄与するもの。主たる関係機関が防衛省傘下の国家市民保護庁。
3	アルバニア	令和6年度課題別研修「自然災害に対する森林の防災機能など生態系を活用した防災・減災（ECO-DRR）機能強化のための能力向上」	森林が有する防災機能（水源かん養、土砂災害防止、気候緩和等）を含む自然生態系を活用した防災・減災（ECO-DRR）の取組事例などを理解することを通じ、各途上国における自然災害の軽減に向けた取組への参考とし、防災の強化、拡充に資することを目的に実施するもの。アルバニア防衛省傘下の国家保護庁の職員1名（軍籍非保持者）が参加。
4	アンゴラ、ガーナ、カボベルデ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニアビサウ、コートジボワール、コン	令和6年度 UNODC 拠出「ギニア湾における自由で開かれた海洋空間を維持するための海洋法執行及び海洋における法の支配の強化」	海洋状況把握（MDA）及び海上法執行（MLE）能力強化にかかる機材の供与や研修、海上犯罪に対応するための法的枠組みの強化等を通じ、西アフリカ・ギニア湾における海洋保安能力を強化し、海洋における法の支配を促進するもの。裨益対象機関に軍の一組織や軍が指揮権を有する機関が含まれる。

	対象国名	案件名	案件概要
	ゴ共和国、サントメ・プリンシペ、シエラレオネ、赤道ギニア、セネガル、トーゴ、ナイジェリア、ベナン、モリタニア、リベリア		
5	イエメン、エジプト	令和6年度 UNODC 拠出「中東における自由で開かれた海洋空間を維持するための海洋法執行及び海洋における法の支配の強化」	海洋状況把握（MDA）及び海上法執行（MLE）能力強化にかかる研修、海上犯罪に対応するための法的枠組みの強化等を通じ、中東地域における海洋保安能力を強化し、海洋における法の支配を促進するもの。軍との命令系統が流動的なイエメン沿岸警備隊、エジプト海軍、陸軍参加のエジプト国境警備隊が裨益対象機関に含まれる。
6	インド、スリランカ、バングラデシュ、フィリピン、モルディブ	令和6年度課題別研修「海上保安政策プログラム」	日本が培ってきた技術・ノウハウを基に、海上保安の実務と理論を架橋した高度な教育を行うことを通じ、国際法や各国国内法を考察し、海上保安政策の企画・立案に係る高度な能力を持った人材を養成するもの。有事の際に軍又は国防省傘下に入るフィリピン沿岸警備隊職員1名、国防省傘下にあるスリランカ沿岸警備隊職員1名（軍籍保持）、インド沿岸警備隊職員1名、モルディブ国沿岸警備隊職員1名（軍籍保持）、有事の際に海軍に支援を提供するバングラデシュ沿岸警備隊職員1名が参加。
7	インドネシア	令和6年度課題別研修「海図作製技術－航行安全・防災のために－（国際認定B級）」	水路測量又は海図作製を担う各国政府及び政府関係機関に在籍する技術者を対象とし、海図作製及び海洋情報の収集・活用能力の向上を目的とするもの。インドネシア海軍の一部局である海洋業務センターから1名、軍籍を保有する職員（現役軍人）が参加。

	対象国名	案件名	案件概要
8	ウクライナ	令和4年度技術協力プロジェクト「ウクライナ国緊急復旧・復興プロジェクト」	危機下にあるウクライナに対し、インフラ緊急復旧事業の実施やインフラ復旧・復興計画の策定の支援をすることを通じ、破壊された都市基盤の本格的な復旧・復興に向けた基盤整備に寄与するもの。リハビリ施設の利用者に心的外傷含む負傷した現役軍人も含まれる。
9	ウクライナ	令和6年度 UNODC 拠出「ウクライナにおける国境管理及び腐敗防止能力の強化」	①ウクライナの国境管理当局の能力強化を通じて、緊急・危機的状況における貿易円滑化と国境を越えた犯罪の防止・摘発を支援する。②複雑な腐敗構造に関する捜査を行うために腐敗対策当局が必要な専門知識と能力を強化し、復興と援助を目的とした海外からの資金を保護するもの。ウクライナでは、戦時下においては軍以外の機関であっても一部の部局が軍事活動を行っているため。
10	キルギス、タジキスタン	令和6年度課題別研修「中央アジア・コーカサス総合防災」	日本が過去の多種多様な自然災害を通じて蓄積してきた経験や事例を踏まえ、防災に関する基本的な知見を共有するとともに、地方防災計画の策定演習を通じて、自国の災害リスクの適切な評価に基づく防災計画策定手法の理解を深め、自国において地方防災計画の策定を促進することを目的に実施されるもの。タジキスタン非常事態・市民防衛委員会の職員1名（軍籍保持）及びキルギス非常事態省の職員2名（軍籍保持）が参加。
11	コモロ、スリランカ、 バングラデシュ、マレーシア	令和6年度課題別研修「救難・環境防災」	各国の海上保安実務者が、海難の救助、海上で発生する事故・自然災害への対応、及び海洋環境保全に関する知識・技能について習得することを目指すもの。国軍の組織であるコモロ沿岸警備隊の職員1名（軍籍保持）、国防省傘下にあるスリランカ沿岸警備庁の職員3名（軍籍保持）、有事の際に海軍に支援を提供するバングラデシュ沿岸警備隊の職員2名、有事の際に軍又は国防省の指揮命令下に置かれることが規定されているマレーシア海上法令執行庁の職員2名が参加。

	対象国名	案件名	案件概要
12	コモロ、セーシェル、 タンザニア、マダガスカル	令和6年度 UNODC 拠出「東アフリカの海上法執行機関の態勢改善」	日本製海上法執行用機材の整備リソースとスキルの向上支援、海上法執行能力とシーマンシップ・スキルの地域的持続可能性の向上、船体検査能力の向上による商業船舶の積荷を利用した違法薬物取引への対応、海上法執行への女性の参加の促進を通じ、東アフリカにおける海洋法執行能力の強化を目指すもの。軍の一部であるコモロ沿岸警備隊、タンザニア海軍、マダガスカル海軍、国防省指揮下のセーシェル沿岸警備隊・特殊部隊・大統領警護隊が裨益対象機関に含まれる。
13	ジブチ	令和4年度無償資金協力「経済社会開発計画」（防災機材供与）（残余金での追加供与）	豪雨による洪水等、災害発生時における人命救助、災害復旧等の初動対応に必要な機材の不足を改善し、災害への対応能力の向上を図るもの。供与対象主体がジブチ国軍災害対応ユニット。
14	ジョージア、タイ、バングラデシュ	令和6年度課題別研修「国家基準点管理の効率化と利活用研修」	国家測量機関、火山・地震観測研究機関を対象に、地理空間情報の整備・活用に不可欠な国家基準点について自国に適した管理のあり方とその利活用方策を策定・展開できる人材の育成を目標とするもの。タイ王国軍傘下の組織であるタイ王立測量局の職員1名（軍籍保持）、バングラデシュ国防省傘下の組織であるバングラデシュ測量局の職員2名及びジョージア防衛省の職員1名が参加。
15	スリランカ	令和6年度日本 NGO 連携無償資金協力「国家経済復興下における官民連携のレジリエンス強化及び災害対応力の向上」	スリランカ国内でマルチアクターによる災害対応時のネットワーク機能を強化し、大規模な災害対応も可能な持続的な基盤をコロンボ及び地方部において強化することを目的としたもの。スリランカ国軍関係者（約40名）が参加。
16	セーシェル	令和6年度 UNODC 拠出「アフリカの角地域における海上保安のための地域訓練能力の確立」	ソマリアにおける法改正の支援、海上法執行（MLE）機関等の能力構築、港湾警備の改善等を通じて、ソマリアの海上保安能力を強化する。また、ジブチ及びセーシェルにおける警察及び沿岸警備隊の訓練施設等における MLE に関する研修を支援することで、ソマリアの海賊対策能力構築を支援し、港湾の安全を強化するもの。国防省指揮下のセーシェル沿岸警備隊、特殊部隊、大統領警護隊が裨益対象機関に含まれる。

	対象国名	案件名	案件概要
			れる。
17	タイ	令和6年度課題別研修「国家測量事業計画・管理」	開発途上国において、国家測量・地図作成機関が信頼できる地理空間情報を適切に提供できるよう、地図の作成・更新・利活用等の地理空間情報に関する事業計画及び管理を担う中核人材を養成することを目的に実施するもの。タイ王国軍傘下の組織であるタイ王国王立タイ測量局職員の職員1名（軍籍保持）が参加。
18	タジキスタン	令和6年度課題別研修「救急救助技術」	救急救助の知識と技術の向上と普及のために必要な能力を習得するとともに、各所属先での救急救助技術向上に係る人材育成プランが作成できるようになることを目的とするもの。タジキスタン内務省の職員1名（軍籍保持）が参加。
19	タジキスタン	令和6年度課題別研修「税関行政（A）」	税関政策と行政を改善するために対策をとる必要のある課題を特定し、税関改革と近代化のためのアクションプランが作成できるようになることを目的に実施されるもの。タジキスタン税関局の職員1名（軍籍保持）が参加。
20	タジキスタン、モルディブ	令和6年度課題別研修「国際テロ対策」	日本の国際テロ対策を紹介するとともに、各国のテロ情勢および対策を共有し、国際テロ対策の諸問題について意見交換を行うほか、都道府県警察本部や警察署を訪問して警察活動の視察を行うことを通じて、参加国において日本の国際テロ対策が活用されるとともに、研修を通じて構築された参加者間のネットワークを介して、治安・情報機関での情報交換が行われるようになることを目指すもの。軍籍を有するタジキスタン内務省職員1名、国防省傘下にあるモルディブ国家テロ対策センターの職員1名が参加。
21	タジキスタン、レバノン	令和6年度課題別「サイバー犯罪対処能力向上」	サイバー犯罪への対処等に係る知識・経験を習得するとともに、国境を越えて行われるサイバー犯罪への対応に必要な捜査機関同士の協力関係の強化を目指すもの。

	対象国名	案件名	案件概要
			レバノン国軍情報戦略部サイバー犯罪対策捜査ユニット職員 1 名（軍籍保持者）及びタジキスタン内務省組織犯罪対策局テロ犯罪防止・対策課職員 1 名（軍籍保持者）が参加。
22	ナイジェリア	令和 5 年度技術協力プロジェクト（個別専門家）「北東部州復興計画策定能力強化」	個別専門家派遣により、ナイジェリア北東部で復興・開発プロジェクトを実施するための連邦、州、および地方自治体における職員の能力の強化を通じて、同地域の復興、平和構築および経済発展の促進に寄与するもの。対人地雷・不発弾対策は復興・開発に不可欠であり、復興計画や国内避難民（IDP）の帰還支援に位置付けられるセクター課題のひとつである。本計画の対象主体である国家地雷対策センター（NMAC）は国防省の傘下に位置づけられ、防衛省や警察、北東部開発委員会（NEDC）からの出向者による人員体制が敷かれている。
23	パキスタン	令和 5 年度技術協力プロジェクト「気象予報能力強化プロジェクト」	パキスタン気象局及び気象レーダーサイトにおいて、①防災関連機関のニーズを把握する能力の向上、②地上観測測器の校正及び維持管理体制並びに地上観測能力の強化、③気象レーダーを利用した観測データの品質向上、④気象予報の精度の向上、を行うことにより、パキスタン気象局の気象観測・予報・気象情報の発信に係る能力向上を図るもの。2024 年度の第 1 回本邦研修（国別研修）に参加するパキスタン気象局の地上気象観測の担当者 1 名が軍籍保有者。
24	パラグアイ	令和 5 年度技術協力「社会経済開発に向けた宇宙計画管理プロジェクト」	平和的な宇宙空間利用のための必要な技術的イノベーションの促進や国家の宇宙活動の発展促進等を目的とした同国宇宙開発政策の下で活動するパラグアイ宇宙庁（AEP）に対し、宇宙関連技術の活用及び研究開発にかかる能力強化、並びに関係機関との社会課題解決への実験的取り組みに係る技術協力（専門家派遣、研修、機材供与等）を行うもの。本件技術協力の中で 2024 年度実施の国別研修に、軍籍保持者 1 名が参加。

	対象国名	案件名	案件概要
25	バングラデシュ	令和6年度技術協力プロジェクト「マタバリ港における運営・維持管理及び経営能力向上プロジェクト」	マタバリ港の円滑なターミナル運営・航行管理能力の強化を実現するための体制の構築、港への集荷方策の検討、新港の利用促進に係るチッタゴン港湾庁（CPA）の能力強化等を図るもの。2024年度の第1回国別本邦研修に参加するCPA長官が軍籍を保有。
26	バングラデシュ、フィリピン	令和6年度課題別研修「海事行政における検査能力強化を通じた船舶安全の確保」	国際海事機関（IMO）で定められた船舶安全に関する海事国際条約を、対象国船舶検査官、PSC（ポート・ステート・コントロール）検査官や海事行政官に習得させ、条約対象船の検査及び寄航国検査の適切な執行強化を図るもの。有事の際に海軍に支援を提供するバングラデシュ沿岸警備隊の職員1名、有事の際には軍又は国防省の指揮命令下に置かれることが規定されているフィリピン沿岸警備隊職員1名が参加。
27	バングラデシュ、フィリピン、マレーシア	令和6年度課題別研修「海上犯罪取締り」	海上保安機関や海上警察機関の現場指揮官を対象に、海上犯罪の取締強化を目的として実施するもの。有事の際に海軍に支援を提供するバングラデシュ沿岸警備隊の職員1名、有事の際には軍又は国防省の指揮命令下に置かれることが規定されているフィリピン沿岸警備隊職員1名、有事の際には軍又は国防省の指揮命令下に置かれることが規定されているマレーシア海上法令執行庁職員2名が参加。
28	バングラデシュ	令和6年度課題別研修「海上交通安全（国際認定VTS管制官コース）」	国際航路標識協会（IALA）が定める訓練カリキュラム（R0103）に基づく実習を通じて、船舶通航サービス（VTS：Vessel Traffic Service）管制官として必要な知識・技能を習得するとともに、日本及びマレーシアにおける講義、施設見学、現場実習等を通じて、異なる海上交通環境下におけるVTSセンターの運用事例や人材育成システム等についての知見を深め、自国の現場で活用できることを目指すもの。有事の際に軍又は国防省傘下に入るバングラデシュ沿岸警備隊（BCG）職員1名が参加。

	対象国名	案件名	案件概要
29	東ティモール、フィリピン、マレーシア	令和6年度 UNODC 拠出「東南アジアにおける自由で開かれた海洋空間を維持するための海洋法執行及び海洋における法の支配の強化」	海洋状況把握（MDA）及び海上法執行（MLE）能力強化にかかる機材の供与、海上保安庁・JAXA の支援を通じた能力構築（訓練実施及びワークショップ実施）、国連制裁回避対策のためのグローバルセンター支援等を通じ、東南アジアにおける海上保安能力を強化し、海洋における法の支配を促進するもの。有事の際に軍又は国防省の指揮を受けるフィリピン沿岸警備隊及びフィリピン国家警察海上部隊及びフィリピン国家警察海上部隊、マレーシア海上法令執行庁、海軍少尉がヘッドを務める東ティモール国家海上保安庁海上作戦センターが裨益対象機関に含まれる。
30	フィジー	令和5年度無償資金協力「太平洋島嶼国における効率的な海上犯罪対策のための海上法執行機関能力強化計画（UN 連携／UNODC 実施）」	大洋州9カ国の海上法執行機関に対して、違法漁業船の拿捕、薬物取引や人身取引の取締まり等に関する研修を行うとともに、海上犯罪監視のための警備艇、レーダー、水中ドローン等の機材を供与し、対象国における海上保安にかかる包括的な対応能力向上を図ることにより、同地域の海上法執行を担保し、もって太平洋地域の平和と安定に寄与するもの。供与対象主体の一つが有事に国防軍の指揮下に入るフィジー警察。
31	フィリピン	令和6年度マレーシア第三国研修「海上保安官向け能力強化」	海上法執行、捜索・救護等にかかる第三国研修であり、アジア及びアフリカ諸国の海上保安実務担当者を対象とし、各国の海上保安能力強化を図るもの。2024年度には、有事の際には軍又は国防省の指揮命令下に置かれることが規定されているフィリピン沿岸警備隊職員2名が参加。
32	フィリピン	令和6年度長期研修「国際公法の中核人材」	法・司法関係機関の職員や法学者を対象に、社会の発展や経済開発、人権の尊重につながる法・司法制度の改善を図る能力を習得するもの。有事の際には軍又は国防省の指揮命令下に置かれることが規定されているフィリピン沿岸警備隊職員3名が参加。

	対象国名	案件名	案件概要
33	フィリピン、ベトナム、マレーシア	令和6年度「こじま乗船研修及び国内研修」	海上保安機関の職員が、日本の海上保安庁所属の練習船「こじま」に乗船し、船舶の運用や維持管理に係る技術研修を行うもの。有事の際には軍又は国防省の指揮命令下に置かれることが規定されているフィリピン沿岸警備隊の職員2名及びマレーシア海上法令執行庁の職員1名、国防大臣の指揮を受けるベトナム海上警察の職員1名が参加。
34	フィリピン、マレーシア	令和6年度「制圧指導官研修」	海上保安に係る指導官等を対象とし、海上法執行に必要な制圧技術等に関する知識及び技能並びに同技術の指導方法の習得を目的に実施されるもの。有事の際には軍又は国防省の指揮命令下に置かれることが規定されているフィリピン沿岸警備隊の職員2名及びマレーシア海上法令執行庁の職員2名が参加。
35	フィリピン、マレーシア	令和6年度「上級鑑識研修」	鑑識捜査に従事する海上保安職員を対象とし、海上法執行に係る鑑識の知識及び技術の習得を目的に実施されるもの。有事の際に軍又は国防省傘下に入ることが規定されているフィリピン沿岸警備隊の職員4名及びマレーシア海上法令執行庁の職員2名が参加。
36	ベトナム	令和2年度国別研修「海上警察の能力強化」	海上法執行、捜索救助、漂流予測、練習船乗船の研修を実施することにより、同国の海上保安能力の向上を図り、もって社会の安定化を通じた同国の経済社会開発に寄与するもの。本計画の対象主体であるベトナム海上警察（VCG）は国防省から独立した国の専門機関ではあるが、VCG法第4条には国防大臣の指揮も受ける旨記載されている。
37	ペルー	令和6年度課題別研修「中南米総合防災」	災害リスクを根本的に軽減するための計画立案とその実践の理解を深めるための講義を実施し、日本の経験や事例を踏まえ、防災に関する基本的な知見を共有するもの。国防省傘下のペルー国家防災庁の職員1名が参加。

	対象国名	案件名	案件概要
38	マダガスカル	令和３年度技術協力プロジェクト「アンタナナリボ廃棄物管理体制強化プロジェクト」	アンタナナリボ市において、廃棄物の収集・運搬の強化・最適化や最終処分場の運営管理能力の改善、さらには廃棄物管理強化のための中・長期スキームの特定・提案により、アンタナナリボ市の廃棄物管理能力の改善を図り、もってアンタナナリボ市の廃棄物管理体制の改善に寄与するもの。本件技術協力の中で 2024 年度に実施の本邦研修に、国防省から廃棄物管理関係機関へ出向中のマダガスカル軍籍保持者 2 名が参加。
39	マダガスカル	令和 6 年度課題別研修「地域警察」	各国の警察組織の職員を対象に、日本の地域警察の制度や取り組み、さらに警察官の育成方法について紹介し、自国での地域警察の展開に必要な知識やノウハウを学ぶもの。有事の際に軍の傘下に入る国家警察の職員 1 名が参加。
40	マレーシア	令和 4 年度課題別研修「海図作製技術－航行安全・防災のために－（国際認定資格 B 級）」	海図作製及び海洋情報の収集・活用に係る途上国政府関係者の能力向上を図ることにより、海上交通の安全を確保し海上交易を促進するとともに、防災や海洋の環境保全の政策立案能力を向上させるもの。マレーシア国立水路センターの職員 2 名（軍籍保持）が参加。
41	モルディブ	令和 6 年度国別研修「海上保安能力強化」	モルディブ沿岸警備隊（国防省傘下）職員に対する海上保安分野での本邦研修を実施することにより、研修参加職員の海上犯罪取締りに係る知識・技能の習得を図り、もってモルディブ国の海上法執行能力の強化に寄与するもの。本計画の対象主体であるモルディブ沿岸警備隊が国防省傘下。2024 年度は、モルディブ沿岸警備隊職員 2 名（軍籍保持）が参加。
42	モルディブ	令和 6 年度課題別研修「消防・防災」	「仙台防災枠組 2015-2030」における「災害リスクを理解」、「効果的な応急対応のための災害への備え」への取り組みとして、様々な火災を想定した消火・救助技術の実技習得に加え、地域で実施する防災啓発活動など、自国で応用可能な日本の消防・防災に関する知識・技術の習得を目的に実施されるもの。モルディブ国防省傘

	対象国名	案件名	案件概要
			下の消防・救助隊職員 1 名（軍籍保持）が参加。
43	モルディブ	令和 6 年度無償資金協力「経済社会開発計画」（警備艇供与）	モルディブ政府に対し、我が国で製造された警備艇を供与することにより、同国の海難救助・海上犯罪の対応能力向上を図り、もって社会の安定化を通じた同国の経済社会開発に寄与するもの。対象主体がモルディブ国防省傘下の沿岸警備隊。
44	モルディブ	令和 6 年度課題別研修「航空保安対策」	国際民間航空機関（ICAO）の定める国際標準と勧告方式、これらに基づく我が国の航空保安体制や各種対策等について座学・実地視察を通じて習得し、以て自国の航空保安能力強化を図るもの。モルディブ国防省職員 2 名が参加。
45	ラオス	令和 4 年度経済社会開発計画「南部地域における不発弾除去の加速化を通じた地域開発計画」	ラオス南部 3 県（セコン、サラワン、チャンパサック）において、NRA（National Regulatory Authority：不発弾処理統制機構）及び UXO Lao（Lao National Unexploded Ordnance Programme：ラオス不発弾処理プログラム）事務所の不発弾除去に係る活動費、地雷（不発弾含む）検知センサー機等の必要な資機材供与及び、施設の整備等を支援することにより、不発弾除去の加速化及び貧困地域における開発の阻害要因の削減を推進し、もって地域開発及び不発弾被害者数の削減に寄与するもの。本事業で整備予定の UXO Lao トレーニングセンターにおいて行われる研修受講者には軍関係者を含む。
1 回目モニタリング実施案件			
1	アンゴラ	令和元年度無償資金協力「経済社会開発計画」（地雷除去関連機材）（ 第 68 回適正会議 ）	アンゴラの国家地雷除去センター地雷除去機関の実施能力向上を通じて、同国の「地雷フリー」達成に向けた取組を後押しするもの。本計画の対象主体がアンゴラにおける組織改編によって、国防・退役軍人省の傘下に置かれたため。（組織改編前

	対象国名	案件名	案件概要
			は社会行動・家族・女性省傘下機関であった。)
2	インド、スリランカ、 フィリピン、モルディ ブ	令和4年度課題別研修「海上保安政策プ ログラム」(第68回適正会議)	海上保安機関の初級幹部職員が海上保安業務を遂行するための実務的・応用的な素 養を身につけ、国際的課題に適時・適格に対処出来る能力を向上させるとともに、 研修プログラムを通じて研修参加国間のネットワークを構築し、国際的な協力関係 強化を図る。インド沿岸警備隊（国防省傘下）の職員1名、スリランカ沿岸警備隊 （国防省傘下）の職員1名（軍籍保持）、フィリピン沿岸警備隊（有事の際に国防省 傘下）の職員1名、モルディブ沿岸警備隊（国防省傘下）国防保安大学の職員1 名（軍籍保持）が参加。
3	インドネシア	平成30年度国別研修「海上保安機構能 力向上」(第37回適正会議)	インドネシアの海上保安機構（BAKAMLA）（非軍事機関）を主対象とし、イン ドネシアの海上保安能力の向上を図るもの。海上保安機構「バカムラ」に軍籍を有 する者が存在（設置根拠法上は問題なし）。
4	インドネシア	令和4年度課題別研修「海図作製技術－ 航行安全・防災のために－（国際認定資 格B級）」(第68回適正会議)	水路測量又は海図作成を担う各国政府及び政府関係機関に在籍する技術者を対象と し、海図作成及び海洋情報の収集・活用能力の向上を目的として実施されるもの。 インドネシア海軍海洋業務センターの職員1名（軍籍保持）が参加。
5	インドネシア	令和元年度無償資金協力「離島開発及び 漁業監視能力強化計画」(第68回適正会 議)	インドネシアの領海及び管轄海域までの違法漁業の監視、海洋・水産資源の監視・ 管理、漁民の保護等の海上安全・治安維持に係る業務を担っている監視総局に対 し、漁業監視船を供与することにより、同国の離島地域の水産業の活性化及び監視 総局の海上法執行能力の強化を図る。本件で供与予定の漁業監視船は監視海域によ っては、監視総局が現在所有する小銃を本船の船員が自己防衛のために携帯する可 能性があること、また銃座を設置する予定であることが判明したため。

	対象国名	案件名	案件概要
6	ウクライナ	令和4年度課題別研修「サイバー攻撃防御演習」(第68回適正会議)	開発途上国の情報セキュリティを所管する官庁又は部局等の情報セキュリティ担当者を対象に、全世界的に増加する標準型攻撃等の新たなサイバー攻撃への対応能力の向上、及びインシデントレスポンス(被害の早期発見、検知、並びに対処)能力の向上を図ることを目的に実施するもの。ウクライナ情報保障・サイバー防御共同センターの職員1名が参加。
7	ウクライナ	令和4年度 UNOPS 補正案件「ウクライナにおける人道医療支援の強化」(第75回適正会議)	ウクライナ国防省傘下の3病院に対して、国連の保健クラスターおよびWHOと協議して特定された優先的医療機器、計5台を調達・供与・設置を実施することで、各病院において患者に質の高い医療サービスを提供できるようにし、医療スタッフの作業環境を改善するもの。本事業の対象主体であるウクライナ国内の各病院が、ウクライナ国防省傘下にあり、また患者の中に軍人も含まれる。
8	エジプト	令和3年度技術協力プロジェクト(個別専門家)「大エジプト博物館マネジメント支援」における本邦招へい(第75回適正会議)	エジプト考古学への関心層を対象に、今後開館予定の大エジプト博物館(GEM)のPRを行うもの。「大エジプト博物館の今―ファラオの至宝をまもる2023」に係る2023年度の本邦招へい(広島、大阪、東京で開催するシンポジウムへの出席含む)において、軍籍保持者1名が来日。
9	エチオピア	令和5年度「カンボジア地雷対策センター(CMAC)によるアフリカ地域向け地雷対策セミナー」(第75回適正会議)	各国の地雷対策関係機関の代表者がカンボジア地雷対策センター(CMAC)を視察する機会を提供し、関係を構築することで、参加各国の地雷対策のための体制構築と能力強化を支援するもの。エチオピア国防省の傘下機関であるEthiopian Mine Action Office (EMAO)から軍籍を有する職員(1名)が参加。
10	スリランカ	令和元年度無償資金協力「経済社会開発計画」(第50回適正会議)	テロ・治安対策の強化のため、機材供与(車両、可搬型X線検査装置、金属探知機、車両下部撮影装置)によりスリランカにおける関係機関のテロ・治安対策に係る能力を強化することを目的とするもの。国防省傘下のスリランカ警察に対しても機材供与。

	対象国名	案件名	案件概要
11	スリランカ	令和４年度日本ＮＧＯ連携無償資金協力「ビジネスとコミュニティにおける災害時の官民連携による体制強化、および捜索救助の人材育成」(第 75 回適正会議)	スリランカ国内で、マルチアクターによる災害対応時のネットワークの機能を強化し、大規模な災害対応も可能な持続的な基盤をコロンボ及び地方部において強化することを目的としたもの。本事業の専門家による訓練にスリランカ国軍関係者（約３０名）が参加。
12	タイ	令和４年度課題別研修「国家測量事業計画・管理」(第 68 回適正会議)	開発途上国において、国家測量・地図作成機関が信頼できる地理空間情報を適切に提供できるよう、地図の作成・更新・利活用等の地理空間情報に関する事業計画及び管理を担う中核人材を養成することを目的に実施するもの。研修にタイ王国軍傘下の王立タイ測量局の職員１名（軍籍保持）が参加。
13	タイ	令和５年度課題別研修「国家基準点管理の効率化と利活用」(第 75 回適正会議)	国家測量機関、火山・地震観測研究機関を対象に、地理空間情報の整備・活用に不可欠な国家基準点について自国に適した管理のあり方とその利活用方策を策定できる人材の育成。タイ王国軍傘下の組織である王立タイ測量局職員の職員１名（軍籍保持）の参加。
14	タイ、バングラデシュ	令和５年度課題別研修「国家測量事業計画・管理」(第 75 回適正会議)	地理空間情報は国家開発及び防災等に必要不可欠な基盤情報であるという事実を踏まえ、開発途上国において、国家測量・地図作成機関が信頼できる地理空間情報を適切に提供できるよう、地図の作成・更新・利活用等の地理空間情報に関する事業計画及び管理を担う中核人材を養成することを目的に実施するもの。タイ王国軍傘下の組織である王立タイ測量局職員の職員１名（軍籍保持）及びバングラデシュ国防省傘下の組織であるバングラデシュ測量局の職員１名の参加。
15	タジキスタン	令和５年度課題別研修「コミュニティ防災」(第 75 回適正会議)	自然災害に対する防災の重要性及び自助・共助・公助の必要性を理解し、自国のコミュニティにおける防災活動を推進するための具体的手法を習得すること。緊急災害対応・民間防衛を担当する機関として、組織内の特定の部署に軍籍を有する者を含むタジキスタン非常事態・市民防衛委員会から、軍籍を有する職員１名の参加。

	対象国名	案件名	案件概要
16	パプアニューギニア	平成 29 年度技術協力プロジェクト（個別専門家）「吹奏楽団育成（儀典演奏）」（ 第 29 回適正会議 ）	国家的行事や地域交流等の機会に同国国民が音楽に触れる機会の増大、文化振興を通じた社会サービスの向上等。本計画の対象主体が国防軍軍楽隊。
17	バングラデシュ	平成 30 年度無償資金協力「沿岸部及び内陸水域における救助能力強化計画」（ 第 32 回適正会議 ）	バングラデシュ沿岸警備隊（BCG）に救助艇を整備することにより、船舶事故や自然災害発生時の迅速な救助・救援体制の強化、自然災害による被害の軽減を図るもの。本計画の対象主体である BCG は、有事の際に海軍に支援を提供する。
18	バングラデシュ	令和 3 年度技術協力プロジェクト「看護サービス人材育成プロジェクトフェーズ 2」本邦研修（令和 5 年度）（ 第 75 回適正会議 ）	看護行政の能力強化及び対象となる公立看護大学／連携病院において看護教育／臨地実習の実施体制強化を行うことにより、看護教育の実施・モニタリング・評価に係る体制の強化を図り、もってバングラデシュ国内における看護教育の質の向上に寄与するもの。本技術協力の一環として 2023 年度に実施した本邦研修（医療関係）の参加者のうち 1 名が軍籍保有者。
19	フィリピン	平成 28 年度円借款「フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化計画（フェーズ II）」（ 第 26 回適正会議 ）	フィリピン沿岸警備隊において使用する船舶 2 隻を建造し、沖合及び沿岸域内での海難救助や海上法執行等の業務を迅速かつ適切に実施するための能力向上を図るもの。本計画の対象主体が有事の際には軍又は国防省の指揮命令下に置かれることが規定されているフィリピン沿岸警備隊。加えて、供与物の一部が「防衛装備」に該当。
20	フィリピン	令和元年度技術協力プロジェクト「フィリピン沿岸警備隊船舶運用整備計画・海上法執行能力強化プロジェクト」（ 第 50 回適正会議 ）	海難事故及び海上犯罪等に対応するため、フィリピン沿岸警備隊の船舶の運用・整備計画の立案及び計画の実施等の支援により、同隊の海上法執行能力の向上を図るもの。本計画の対象主体が有事の際には軍又は国防省の指揮命令下に置かれることが規定されているフィリピン沿岸警備隊。

	対象国名	案件名	案件概要
21	フィリピン、マレーシア、モルディブ	令和5年度課題別研修「救難・環境防災」(第75回適正会議)	海上の安全性向上や自律的な警備救難活動、違法行為や環境汚染に適應できる能力強化を図るもの。いずれも有事の際には軍又は国防省の指揮命令下に置かれることが規定されているフィリピン沿岸警備隊職員の2名、マレーシア海上法令執行庁の職員2名、モルディブ沿岸警備隊の職員1名(軍籍保持)が参加。
22	フィリピン	令和5年度国別研修「フィリピン沿岸警備隊向け海上保安分野国別研修」逮捕術研修(令和5年度)(第75回適正会議)	海上保安に係る指導官等を対象とし、海上法執行に係る逮捕技術等に関する知識及び技能並びに同技術の指導方法の習得を目的に実施されるもの。有事の際には軍又は国防省の指揮命令下に置かれることが規定されているフィリピン沿岸警備隊の職員2名が参加。
23	フィリピン	令和4年度技術協力プロジェクト「産業人材育成およびバリューチェーン強化を通じた産業競争力向上プロジェクト」国別研修(令和5年度)(第75回適正会議)	フィリピン政府やフィリピン企業を対象に、日本の公的機関(日本貿易振興機構、中小企業基盤整備機構)や日本企業との連携強化を図るとともに、日本のビジネス促進機関が保有するビジネスプラットフォーム等について学ぶことで、今後の連携方策を模索・協議していくことを目的に実施されるもの。本技術協力の一環として2023年度に実施した国別研修にフィリピン経済特区庁の職員1名(軍籍保持)が参加。
24	フィリピン	令和5年度課題別研修「国際公法(海洋法と国際紛争の平和的解決)」(第75回適正会議)	国際社会における法の支配の観点から国際法の意義を再確認するとともに、海洋法及び国際紛争の平和的解決のメカニズムについて理解を促進し、各国における国際法の実践能力の強化を図るもの。有事の際に軍又は国防省傘下となるフィリピン沿岸警備隊の職員2名が参加。
25	フィリピン	令和4年度国別研修「ASEAN テロ対策セミナー」コース名:「東南アジア3カ国テロ対策セミナー(令和5年度)」(第75回適正会議)	フィリピン、マレーシア及びインドネシアのテロ対策及び国際テロ捜査を担当する国家警察等に所属する者を対象に、国際テロ対策に関する知見を強化することを目的として実施するもの。2023年度に実施された研修に、フィリピンの国家情報調整機関(NICA)の職員2名(予備役)が参加。

	対象国名	案件名	案件概要
26	フィリピン、マレーシア	令和５年度課題別研修「海上犯罪取締り」(第 75 回適正会議)	各国の現場指揮官クラスを対象に、アジア及びソマリア海賊対策をはじめとする海上犯罪取締りに必要な知識・技術につき、講義、視察、実習を通じて包括的に習得することを目指すもの。いずれも有事の際に軍又は国防省傘下となるフィリピン沿岸警備隊の職員１名及びマレーシア海上法令執行庁の職員１名が参加。
27	フィリピン、マレーシア	令和５年度国別研修「上級鑑識研修」(第 75 回適正会議)	鑑識捜査に従事する海上保安職員を対象とし、海上法執行に係る鑑識の知識及び技術の習得を目的に実施されるもの。いずれも有事の際に軍又は国防省傘下に入ることが規定されているフィリピン沿岸警備隊の職員４名及びマレーシア海上法令執行庁の職員２名が参加。
28	マレーシア	令和４年度国別研修「マレーシア海上法令執行庁向け海上保安分野国別研修」逮捕術研修（令和５年度）(第 75 回適正会議)	海上保安に係る指導官等を対象とし、海上法執行に係る逮捕技術等に関する知識及び技能並びに同技術の指導方法の習得を目的に実施されるもの。有事の際には軍又は国防省の指揮命令下に置かれることが規定されているマレーシア海上法令執行庁の職員２名が参加。
29	マレーシア	令和４年度国別研修「海上法令執行庁総合的海上保安管理能力向上」海保総合運営能力向上研修（令和５年度）(第 75 回適正会議)	マレーシア海上法令執行庁の各主要部局で今後将来が期待される職員を対象とし、海上保安庁の主要施設への視察や同庁の組織運営等に関する研修講義、意見交換を通じ、海上における法と秩序の維持、海難事故・自然災害への対応、海難救助等に関する海上保安機関の総合的な組織運営能力の向上を図ること。有事の際には軍又は国防省の指揮命令下に置かれることが規定されているマレーシア海上法令執行庁の職員５名が参加。
30	モルディブ	令和元年度無償資金協力「経済社会開発計画」（テロ対策機材供与）(第 46 回適正会議)	モルディブ政府に日本製のテロ対策機材（警察車両、液体検査装置、可搬型Ｘ線不審物検査装置等）を供与することで同国のテロ・治安対策能力の強化を図り、社会の安定化を通じた経済社会開発に寄与するもの。本計画の対象主体がモルディブ国防省傘下の空港保安司令部。

	対象国名	案件名	案件概要
31	モルディブ	令和5年度課題別研修「航空保安セミナー」(第75回適正会議)	国際民間航空機関（ICAO）のルールをはじめとする航空保安体制・対策等に関し座学を通じて、また、保安検査手法や各種事案発生時の対応等に関し実技訓練や訓練実習を通じてそれぞれ習得し、これらを踏まえて作成される航空保安対策強化のためのアクションプラン案を自国関係者に共有すること。モルディブ国防省の職員1名が参加。
2回目モニタリング実施案件			
1	インド、ケニア、スリランカ、フィリピン、モルディブ	令和3年度課題別研修「救難・環境防災」(第62回適正会議)	海難救助、海上防災及び海洋環境保全にかかる知識・技能（我が国の知見を含む）の習得・向上により、対象国の関連分野における能力向上を図るもの。インド沿岸警備隊（国防省傘下）の職員1名、ケニア沿岸警備隊（軍籍保持者あり）の職員3名、スリランカ沿岸警備隊（国防・都市開発省傘下）の職員2名、フィリピン沿岸警備隊（有事に国防省傘下となる）の職員1名、モルディブ沿岸警備隊（国防省傘下）の職員2名（軍籍保持）の参加。
2	エクアドル	令和3年度課題別研修「建築防災」(第62回適正会議)	日本の経験に基づく、建築基準、建築規制システム及び建築防災政策に関する知見を習得するもの。エクアドル軍隊大学の教師1名（軍籍保持）が参加。
3	カーボベルデ	令和3年度課題別研修「アフリカ総合防災」(第62回適正会議)	各国の中央・地方政府において、災害マネジメントサイクルのうち予防・減災に携わる者を対象に、日本の経験に基づく防災体制・技術・災害リスク削減に関する研修を行うもの。地方防災計画の策定演習及び講義を通じ、災害リスク削減における基礎知識と実践的ノウハウの取得を目的とするもの。カーボベルデの現役軍人1名の参加。

	対象国名	案件名	案件概要
4	カンボジア	令和2年度草の根無償「シハヌークビル州カンボジアベトナム友好病院医療機材整備計画」(第54回適正会議)	海軍関係者のみならず、地域住民や国内外旅行者等を主たる診療の対象としている。一般市民に広く開かれた総合病院に対して、診断に必要な医療機材（X線撮影施設、画像読取・現像装置、超音波診断装置、生体情報モニタ）並びにX線撮影室の防護工事を供与するものであり、一般市民の基礎的保健サービスへのアクセスを改善することも目的としている。本計画の対象主体であるカンボジアベトナム友好病院がカンボジア海軍の管轄下にある。
5	キルギス、トルクメニスタン	平成29年度無償資金協力「中央アジアにおける総合的なリスク管理能力及び地域協力強化計画（UNDP連携）」(第32回適正会議)	中央アジア地域の防災能力の向上による同地域の災害リスクの削減に資するもの。本計画の対象主体が、トルクメニスタンの国防省民間防衛・救助活動総局、キルギスの準軍事組織である非常事態省。
6	ケニア、スリランカ、フィリピン	令和3年度課題別研修「海上犯罪取締り」(第62回適正会議)	海上犯罪取締りに必要な知識・技術について包括的に習得するもの。ケニア沿岸警備隊の職員2名、スリランカ沿岸警備庁（国防・都市開発省傘下）の職員2名、フィリピン沿岸警備隊（有事に国防省傘下となる）の職員1名が参加。
7	スリランカ	令和元年度国別研修「違法薬物の使用防止強化」(第50回適正会議)	スリランカ国家危険薬物取締局の違法薬物の使用防止策に係る能力が強化される。本計画の対象主体であるスリランカ警察がスリランカ国防省の傘下。
8	スリランカ	平成30年度技術協力プロジェクト「土砂災害リスク軽減のための非構造物対策能力強化プロジェクト」(第50回適正会議)	土砂災害リスク評価に基づいた早期警戒体制の構築および土地利用計画概念の導入等。本計画の対象主体である国家建築研究所がスリランカ国防省の傘下。
9	スリランカ	令和2年度日本NGO連携無償資金協力「スリランカ国の災害対応における官民	軍関係者を含む官民パートナーシップ促進および緊急対応の能力強化に資するもの。対象主体がスリランカ国軍に所属する軍籍保有者である。

	対象国名	案件名	案件概要
		パートナーシップ促進および緊急対応の能力強化事業」(第56回適正会議)	
10	スリランカ	令和2年度課題別研修「海上犯罪取締り」(第56回適正会議)	海上犯罪取締りに必要な知識・技術について包括的に習得するもの。国防・都市開発省傘下にあるスリランカ沿岸警備庁の職員1名(軍籍保持)が参加。
11	スリランカ	令和3年度課題別研修「コミュニティ防災」(第62回適正会議)	自然災害に対する防災の重要性及び自助・共助・公助の必要性を理解し、自国のコミュニティにおける防災活動を推進するための具体的手法を習得するもの。スリランカ国防省傘下のスリランカ災害管理センターの職員1名が参加。
12	スリランカ	令和3年度課題別研修「水災害被害の軽減に向けた対策」(第62回適正会議)	日本の治水・防災等に関する制度・対策についての講義・視察等を通じた、水災害対策に係る政策立案・実施における能力強化に資するもの。スリランカ国防省傘下のスリランカ災害管理センターの職員1名が参加。
13	スリランカ、タイ、フィリピン	令和2年度課題別研修「海上保安政策プログラム」(第56回適正会議)	海上保安機関の初級幹部職員が海上保安業務を遂行するための実務的・応用的な素養を身に付け対処能力向上、研修参加国間のネットワーク構築を図らしむもの。国防省傘下のスリランカ沿岸警備庁の職員2名、有事の際に国防省傘下になるフィリピン沿岸警備隊の職員1名、タイ海軍の軍籍保有者1名が参加。
14	スリランカ、フィリピン	令和2年度課題別研修「救難・環境防災」(第56回適正会議)	各国の海上保安実務者が、海難の救助、海上で発生する事故・自然災害への対応、及び海洋環境保全に関する知識・技能について習得することを目指すもの。国防省傘下のスリランカ沿岸警備庁の職員1名、有事の際に国防省傘下になるフィリピン沿岸警備隊の職員1名が参加。
15	タイ	技術協力プロジェクト「全地球航法衛星システム及び電子基準点の統合的運用のための国家データセンター設立能力向上	電子基準点網及び統合データセンターの制度設計や運営・維持管理体制の提言、測位データ公開に係る仕組みや民生利用促進に係る能力強化等を行うことにより、同国の関連産業振興や新規ビジネス創出に寄与するもの。本計画の対象主体が国防省

	対象国名	案件名	案件概要
		プロジェクト」(名称変更後、令和2年度「電子基準点に係る国家データセンター能力強化及び利活用促進プロジェクト」)(第42回適正会議)	下部組織の王立測量局。
16	タイ	令和元年度課題別研修「海図作製技術－航行安全・防災のために－(国際認定資格B級)」(第50回適正会議)	海図作成及び海洋情報の収集・活用に係る途上国政府関係者の能力向上を図るもの。タイ海軍水路部の職員1名が参加。
17	ドミニカ共和国	日系研修「非営利団体の運営管理コース」(第39回適正会議)	非営利団体の運営管理方法及び事業の企画実施方法に係る能力向上に資するもの。ドミニカ共和国海軍軍属保有者(現在は文民機関に出向中)が参加。
18	トルクメニスタン	平成27年度課題別研修「中央アジア・コーカサス地域総合防災行政」(第27回適正会議)	防災分野の課題解決能力の強化、地域内の防災担当機関のネットワーク形成に資するもの。国防省の職員1名が参加。
19	ネパール	令和2年度「経済社会開発計画」(保健・医療関連機材供与)(第62回適正会議)	ネパール政府に対し、日本企業製品を含む保健・医療関連機材を供与することにより、同国の保健・医療体制の強化を図り、もって社会の安定化を通じた同国の経済社会開発に寄与するもの。機材の一部(血液ガス分析装置)を武装警察病院(有事に軍傘下となる)に供与するため。
20	パプアニューギニア	平成28年度技術協力プロジェクト(専門家派遣)「吹奏楽団育成(儀典演奏)」(第29回適正会議)	国家的行事や地域交流等の機会に同国国民が音楽に触れる機会の増大、文化振興を通じた社会サービスの向上等。協力対象が国防軍軍楽隊。
21	フィリピン	平成26年度防災機材ノン・プロジェクト無償資金協力(第44回適正会議)	フィリピン政府による大規模自然災害発生時における迅速かつ効果的な人命救助活動体制を確立するとともに、災害時の捜索・救助。復旧の対応に係るリード機関に

	対象国名	案件名	案件概要
			指定されている AFP の災害対応能力強化を支援するもの。協力対象の 525 工兵大隊がフィリピン国軍傘下。
22	ホンジュラス	平成 30 年度ノンプロ見返り資金事業 「ファナライネス公園 3 広場整備計画」 (第 50 回適正会議)	公園整備をすることによって、公園利用者に環境教育等を促進する場が提供され治安維持に資すること、多くの野生動物が生息する同丘を覆う森林を適切に保護することを目的とするもの。整備する公園の一部を軍人が使用予定のため。
23	マレーシア	令和 3 年度課題別研修「海図作製技術－航行安全・防災のために－（国際認定 B 級）」(第 62 回適正会議)	海図作製及び海洋情報の収集・活用能力の向上を目的とするもの。水路測量又は海図作製を担う各国政府及び政府関係機関への研修に、国防省傘下のマレーシア国立水路センターの職員 3 名が参加。
24	モルディブ	平成 30 年度無償資金協力「経済社会開発計画」（油濁処理機材供与）(第 41 回適正会議)	油濁処理機材供与により海上での油流出事故への対応強化を図り、もって社会の安定化を通じた同国の経済社会開発に寄与するもの。協力対象が国防省傘下のモルディブ沿岸警備隊。
25	モルディブ	令和 3 年度課題別研修「違法・無報告・無規則 (IUU) 漁業の抑止に係る政策・対策」(第 62 回適正会議)	IUU 漁業対策に従事する各国の機関に対し、日本の IUU 漁業対策について共有するとともに、各国の IUU 漁業に対する具体的な課題、及び現地で導入可能な対策や今後の国際協力の方向性について検討することを通じ、各国の違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業対策に係る法制度支援や海上法執行能力の強化等を行う。国防省傘下のモルディブ沿岸警備隊の職員 1 名（軍籍保持）が参加。

案件概要書

2025 年 4 月 22 日

1. 基本情報

- (1) 国名：バングラデシュ、アルゼンチン他
- (2) 案件名：令和 6 年度課題別研修「気象能力向上」
- (3) プロジェクトサイト／対象地域名／参加者：バングラデシュ気象局職員 1 名、アルゼンチン気象局職員 1 名を含む計 12 名
- (4) 計画の要約：

本研修は、各国の国家気象水文機関職員を対象に、数値予報・気象衛星・気候情報並びにこれらを活用した気象情報作成手法の習得を通じた気象業務能力向上及び防災能力強化を目的として実施するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

多くの開発途上国では、各国家気象水文機関における気象情報の収集・解析・活用能力が不足している。特に地球温暖化によるあらゆる自然災害が頻発している昨今、本研修では、当該機関が適切に気象情報を整備・提供し、災害被害軽減を図ることに貢献するものである。

- (2) 当該国における防災セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

バングラデシュは、地理的要因や気象・気候的要因から、洪水、河岸浸食、高潮、サイクロン、竜巻といった災害が発生するが、堤防等の防災関連インフラや予警報に必要な施設の運営管理能力が不足しており、防災・気候変動対策は重点分野として位置づけられている。

アルゼンチンでは、地球規模の課題として、近年、紫外線による健康被害に係るオゾンホール拡大や気候変動の影響によるアンデス山脈の氷河減少、ゲリラ豪雨・洪水の発生及び大規模な干ばつの発生が報告されており、本研修は気候変動対策等の環境保全への取組に貢献するものである。

3. 計画概要

- (1) 計画概要

気象業務の基本的知識、数値予報や気象衛星等を用いた気象情報の作成方法等の知識を習得し、自国の気象業務改善を目的としたアクションプランを作成する。

- (2) その他特記事項

特になし。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名： アルバニア
- (2) 案件名：令和5年度「国家森林火災情報システム（NFFIS）と自然を基盤とした解決策を通じた災害リスク削減（NbS-DRR）実施能力向上プロジェクト」
- (3) プロジェクトサイト／対象地域名／参加者： NFFIS は全国、NbS-DRR は Bovilla 貯水池集水域をプロジェクトサイトとする。国家市民保護庁（NCPA）関係者。
- (4) 計画の要約：本事業は、アルバニアにおいて、森林火災の予防・早期警戒のための国家森林火災情報システム（NFFIS）の開発・導入、「自然を基盤とした解決策を通じた災害リスク削減（NbS-DRR）」の実証、これら成果の国・地域の取組みへの反映を行うことにより、森林火災と土壌侵食にかかる DRR 関係機関の能力強化を図り、もってアルバニアにおける市民保護システムの強化に寄与するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

気候変動の影響により森林火災や洪水等の自然災害の頻度増加が予想されているところ、本事業は、持続可能な開発目標（SDGs）の「目標 13：気候変動とその影響への緊急の対処」に寄与する。また「目標 15：生態系の保護、回復、持続可能な使用の推進、森林管理、砂漠化への対処、土地劣化の停止と回復、生物多様性損失の阻止」にも貢献する。

また、本事業は、2018 年 1 月、安倍総理（当時）が南東欧諸国を訪問した際に発表した、EU 加盟を目指す西バルカン諸国に対する経済社会改革の支援と西バルカン地域内の協力促進を目的とした、「西バルカン協カイニシアティブ」に位置付けられる。

- (2) 当該国における森林・自然環境セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

アルバニアはバルカン半島の南西部に位置し、モンテネグロ、コソボ、北マケドニア、ギリシャと国境を接し、西はアドリア海およびイオニア海に面している。気候は海岸部は地中海性で、内陸は大陸性気候である。年間降雨量 1000mm を超え、夏季は乾燥して熱く、冬は内陸で大量の降雪がある。

アルバニアの災害リスク削減（Disaster Risk Reduction。以下「DRR」という。）のための基本的戦略文書である「国家 DRR 戦略 2023-2030」（2023 年 3 月）では、同国の主要な自然災害として森林火災、洪水、地すべり、地震を挙げている。国土の約 39.9%が森林であり、森林火災は乾燥した夏季に頻繁にみられ、2000 年以降は発生頻度および被害面積が増加傾向にある。2012 年から 2017 年までの平均で、年間火災発生件数は 214 件、年間焼失面積は 3,476ha（草地を含む）となっている。

首都ティラナを含む多くの都市は、熱波と山火事の影響による大きなリスクに晒されており、気候変動による夏季の気温上昇、乾燥の進行により、森林火災の発生頻度、規模の更なる増大も懸念される。森林火災が増大すれば、森林の回復が遅れ、土壌の涵養機能低下、土壌の流出による二次的な自然災害の発生を招く可能性があり、対策の遅れは国土をさらに脅威に晒すことになる。また、森林火災は温室効果ガスの排出源でもある。こうしたことから、アルバニアの更新版「国が決定する貢献（NDC）」（2021 年 10 月）では、気候変動緩和策の施策として、特段の対策のない自然体（BAU）シナリオで年間 10,000ha と想定される森林火災リスクを、森林火災の監視と管理の改善を通じ、漸進的に 5%削減することとしている。「国家 DRR 戦略 2023-2030」においては、災害リスク管理のための戦略的プロジェクトの一つに「森林火災早期警戒・通報システムの確立と強化」を明記している。

また、その他の自然災害への対応能力にも課題があり、自然を基盤とした解決策（Nature-based Solutions。以下「NbS」という。）を通じた DRR の具体的な活動を通じた政府機関の体制および政策の強化も必要とされている。

我が国は、西バルカン地域にある北マケドニア政府に対して「森林火災危機管理能力向上プロジェクト（2011-2014）」を実施し、「森林火災早期警報システム」を構築した。また、同システムの成果を共有する第三国研修「森林火災の予防及び早期警報のための統合システムの開発（2015-2017）」を実施し、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、コソボ、モンテネグロ、セルビアとの共有を図った。現在は北マケドニアにて「持続的な森林管理を通じた、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）能力向上プロジェクト（2017-2023）」、モンテネグロ及びコソボにて「国家森林火災情報システム（NFFIS）と Eco-DRR による災害リスク削減のための能力強化プロジェクト（2021-2026）」を実施している。これら協力を通じ、森林火災及びその他災害に有効な拡張性のある国家森林火災情報システムの開発・導入及び「生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）」の実証を通じた、自然災害の防災・減災の為の能力強化を推進している。森林火災は国境を超える課題であり、周辺地域での協力を踏まえ、このたびアルバニア政府より類似の協力実施の支援要請がなされた。

我が国のアルバニア事業展開計画（2022 年 4 月）では、環境対策は EU 加盟に向けて EU 指針に準拠した対応が求められる為、援助重点分野に「環境」を掲げている。本事業は「環境」に位置づけられる。

3. 計画概要

（1）計画概要

1）事業目的

本事業は、アルバニアにおいて、森林火災の予防・早期警戒のための国家森林火災情報システム（NFFIS）の開発・導入、「自然を基盤とした解決策を通じた災害リスク削減（NbS-DRR）」の実証、これら成果の国・地域の取り組みへの反映を行うことにより、森林火災と土壌侵食にかかる DRR 関係機関の能力強化を図り、もって

アルバニアにおける市民保護システムの強化に寄与するもの。

2) 事業実施期間

2024 年 6 月～2029 年 5 月を予定（計 60 カ月）

3) 投入（インプット）

①専門家派遣（合計約 32M/M）：

短期専門家（チーフアドバイザー、NFFIS、NbS-DRR、業務調整、必要に応じその他）

②研修員受け入れ：（NbS-DRR 等）

③機材供与：（NFFIS 及び NbS-DRR のための関連機器、必要に応じその他）

4) 他事業との連携・役割分担

森林火災は国境を越える課題である為、近隣国で実施中の北マケドニア国「持続的な森林管理を通じた、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）能力向上プロジェクト（2017-2023）」、モンテネグロ及びコソボ国「国家森林火災情報システム（NFFIS）と Eco-DRR による災害リスク削減のための能力強化プロジェクト（2021-2026）」で得られた成果・知見を活用し、本事業のより効果的な実施を図る。

（2） その他特記事項

特になし

以 上

案件概要書

2025 年 4 月 22 日

1. 基本情報

- (1) 国名：アルバニア
- (2) 案件名：令和6年度課題別研修「自然災害に対する森林の防災機能など生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）機能強化のための能力向上」
- (3) プロジェクトサイト／対象地域名／参加者：アルバニア国家保護庁職員 1 名を含む計 5 名
- (4) 計画の要約：

本研修は、自然生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）に係る知識を習得し、参加国における自然災害の予防・軽減等防災体制の強化を目的に実施するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

気候変動などの影響も受けた近年の自然災害の頻発化・激甚化の中、自然生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）の取り組みは、災害リスク軽減、気候変動対策や生物多様性などの多面的便益が得られる手法として、注目を集めている。

本研修は、中央・地方政府、公共団体において森林防災・減災に携わる部署またはそれに準ずる組織に所属する者を対象に実施するもので、参加者が、森林が有する防災機能（水源涵養、土砂災害防止、気候変動適応・緩和等）を含む Eco-DRR の取組事例などを理解し、それらの自国での応用を目指したアクションプランを作成することを通じて、参加国における自然災害の予防・軽減と自然生態系の保全・強化に貢献する。

- (2) 当該国における防災セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

近年、自然災害が頻発化・激甚化するなか、災害による被害を軽減するためには、対症療法的な事後対応だけでなく積極的・総合的に事前対応を推進することが社会・経済の持続的発展のために重要であり、防災の主流化を意識したセクターを越えての取組の促進が必要である。同国でも、自然環境の管理・保全、水管理や廃棄物管理、災害対策などの分野は重点分野として位置づけられており、本研修はそれに貢献するものである。

3. 計画概要

- (1) 計画概要

森林の防災機能を含む Eco-DRR、自然災害に対する森林の防災機能（土壌保全、森林火災防止、海岸保全）など生態系の持つ防災・減災機能や災害復興に果たす役割に係る講義、日本における防災・減災に係る具体的事例の視察等を通じ、自国の対象地域で Eco-DRR を実施する際の課題と対応策を検討する。

- (2) その他特記事項

特になし。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名： アンゴラ、ベナン、カーボベルデ、カメルーン、コンゴ（民）、コートジボワール、赤道ギニア、ガボン、ガンビア、ギニアビサウ、ガーナ、リベリア、ナイジェリア、モーリタニア、セネガル、トーゴ、シエラレオネ、サントメ・プリンシペ
- (2) 案件名： 令和 6 年度 UNODC 拠出「アフリカにおける自由で開かれた海洋空間を維持するための海洋法執行及び海洋における法の支配の強化」
- (3) 参加者： 対象国の海洋法執行等に携わる機関
- (4) 計画の要約： 海洋状況把握（MDA）及び海上法執行（MLE）能力強化にかかる機材の供与や研修、海上犯罪に対応するための法的枠組みの強化等を通じ、西アフリカ・ギニア湾における海上保安能力を強化し、海洋における法の支配を促進する。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

国際商工会議所（ICC）国際海事局（IMB）の報告によれば、2024 年における世界の海賊等事案の発生件数 116 件のうち、ギニア湾での発生件数は 18 件であり、2024 年における全世界の誘拐事案の全て（計 12 名）が起きるなど、乗組員の安全がリスクに晒されていると指摘されている。さらに、南米と結びついたコカイン等の薬物密売が問題となっており、2024 年上半期では押収量が急増している。

このような背景を踏まえ、2024 年 7 月に実施された第 11 回日・UNODC 戦略政策対話の成果文書で、ギニア湾における海上法執行能力強化に優先的に取り組むことが明記された。ギニア湾沿岸国当局の海上法執行及び海上把握能力構築等の支援を行うことは、「法の支配」の促進を掲げる我が国の外交政策と合致するほか、ギニア湾沿岸国との二国間関係の一層の強化にも資するため、本事業を実施する外交的意義は大きい。

- (2) 当該国における現状・課題及び本計画の位置付け

ギニア湾はセネガルからアンゴラにかけて約 6,000km の海岸線を持つ、世界の海運及び地政学的に重要な海域であり、世界の石油埋蔵量の 4.5%、天然ガス埋蔵量の 2.7%を占め、常時約 2,000 隻の船舶がこの海域を航行している。

他方、ギニア湾海域では、海上犯罪事案が発生しており、2024 年第 1 四半期には海賊行為と武装強盗の事件が 6 件報告されている（前年同期比で+1 件）。また、南米と結びついたコカイン等の違法薬物密輸も問題となっており、2019 年から 2024 年にかけて 57t のコカインが押収されている。

かかる海上犯罪行為は、競合する密輸業者や武装集団の間での暴力的な衝

突を引き起こし、地域の不安定と混乱をさらに悪化させるほか、腐敗の助長や法の支配の低下にも繋がるどころ、本事業において、海上法執行機関の能力構築等支援を通じ、同地域の海上保安能力の強化や海洋における法の支配の促進に貢献することが期待されている。

3. 計画概要

(1) 計画概要

以下の活動を通じ、対象国の海上法執行（MLE）や海洋状況把握（MDA）能力の強化及び法的枠組み強化を目指す。

- ギニア湾地域における海洋状況把握（MDA）訓練学校の設立支援（機材提供）及び訓練の開発・提供。
- 海賊、武装強盗、麻薬密輸を含む海上犯罪に対する海上法執行能力強化（機材提供、標準作業手順の実施支援、証拠収集・捜査調整能力向上に係る訓練やVBSS訓練提供）
- 海洋犯罪の効果的な裁判や訴追のための法的枠組みの強化支援（法令草案検討、既存の法令の評価、模擬裁判実施等）。

(2) その他特記事項

特になし。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名： イエメン、エジプト
- (2) 案件名：令和 6 年度 UNODC 拠出「中東・アフリカにおける自由で開かれた海洋空間を維持するための海洋法執行及び海洋における法の支配の強化」
- (3) 参加者： 対象国の海洋法執行等に携わる機関
- (4) 計画の要約：エジプト及びイエメンにおける海洋状況把握（MDA）及び海上法執行（MLE）能力強化にかかる研修、海上犯罪に対応するための法的枠組みの強化等を通じ、中東地域における海上保安能力を強化し、海洋における法の支配を促進する。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

紅海は、地中海とインド洋をつなぐ重要な海上交通路であるが、イエメンの武装集団やソマリアの海賊による商船への攻撃等、海上犯罪行為の増加に伴い、スエズ運河を通過する代わりに喜望峯経由を取る船舶が増加し、2023 年 11 月から約半年で、極東からヨーロッパへのコンテナ輸送コストが 5 倍に上昇した。

このような背景を踏まえ、エジプト及びイエメン当局の海上法執行及び海上把握能力構築等の支援を行うことは、「法の支配」の促進を掲げる我が国の外交政策と合致するほか、紅海の安全向上による輸送コストの低下にも繋がります。また、エジプト及びイエメン両国との二国間関係の一層の強化にも資するため、本事業を実施する外交的意義は大きい。

- (2) 当該国における現状・課題及び本計画の位置付け

2023 年後半にイスラエルに対するホーシー派の攻撃が始まるなど、紅海での海上保安状況が悪化し、このような状況に対して、イエメンの海上法執行及び刑事司法能力の不十分さが露呈されている。また、アデン湾は、中東地域の違法武器密輸の主要ルートであり、イエメンを経由してアフリカ大陸に流入する武器が、アフリカの角やスーダンにおける紛争を含むアフリカ大陸の紛争に火を注いでいる。

本事業は、海上法執行及び海洋状況把握能力構築等支援を通じ、同地域の海賊行為、密輸および政治的動機による海上攻撃の増大する課題に対処し、海上保安能力の強化や海洋における法の支配の促進に貢献することが期待されている。

3. 計画概要

- (1) 計画概要

以下の活動を通じ、MLE 及び MDA 能力や解除犯罪に対応するための法的枠組みを強化し、中東地域の海洋における法の支配促進を目指す。

- イエメンとエジプトの海上法執行機関職員を対象とした、海洋法執行におけるベストプラクティスや高度な技術の共有や MDA 訓練を通じた、MDA 能力の強化
- イエメンの海上法執行機関への船舶工学に関する技術の提供や、艦隊の運用準備態勢の改善を通じた、MLE 能力の強化
- エジプトの法律専門家の支援を受けた、イエメンの政策立案者、法執行機関、司法当局が国際海事法を施行し、海事犯罪を起訴する能力を高めるための法律ワークショップ開催

(2) その他特記事項
特になし。

以 上

案件概要書

2025 年 4 月 22 日

1. 基本情報

- (1) 国名：インド、スリランカ、フィリピン、モルディブ、バングラデシュ、他
- (2) 案件名：令和6年度課題別研修「海上保安政策プログラム」
- (3) プロジェクトサイト／対象地域名／参加者：インド沿岸警備隊職員 1 名、スリランカ沿岸警備隊職員 1 名、フィリピン沿岸警備隊職員 1 名、モルディブ沿岸警備隊職員 1 名、バングラデシュ沿岸警備隊 1 名を含む計 6 名

- (4) 計画の要約：

本研修は、アジア地域の海洋をめぐる国際秩序の維持・発展に寄与することを目的に、海上保安の実務と理論に係る高度な教育を行うもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

海洋をめぐる国際秩序の維持・発展には、法の支配に基づいた国際的な共通認識の形成、及び沿岸国が海賊、密航・密輸、海上災害対応、環境保全等の様々な課題に主体的に取り組むことが必要である。

また、日本及びアジア地域各国の海上保安関連機関において強固で持続性のあるネットワークが構築されることにより、参加機関による域内の連携が一層促進され、これにより法の支配に基づく国際的海洋秩序の維持及び発展につながることが期待される。

本研修では、海上保安の実務と理論を架橋した高度な教育、国際法や各国国内法の考察等を通じて、海上保安政策の企画・立案に係る高度な能力を持った人材を養成する。これにより、アジア地域の国際秩序の維持発展に寄与することを目的とする。

- (2) 当該国における運輸交通セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

アジア地域は、世界でも有数の複層航路であるマラッカ・シンガポール海峡やインド洋を擁し、エネルギー資源、食料、製品等の海上物流にとって極めて重要な地域となっている。また、アジア諸国は近年の経済成長が目覚ましく、アジア地域において海上輸送が円滑に行われることは、当該国、地域のみならず世界経済にとって大変重要である。

3. 計画概要

- (1) 計画概要

国際法、国際海洋法、救難防災政策、海洋警察政策、海洋保安政策に係る講義や演習等を通じて、海上保安機関の職員が海上保安業務を実施するための実用的・応

用的知識を身に着ける。また、プログラムを通じて、研修参加各国のネットワークを構築し、国際的な協力関係強化を図る。

(2) その他特記事項

特になし

以 上

案件概要書

2025 年 4 月 22 日

1. 基本情報

- (1) 国名：インドネシア
- (2) 案件名：令和 6 年度課題別研修「海図作製技術－航行安全・防災のために－（国際認定資格 B 級）」
- (3) 参加者：インドネシア海軍の一部局である海洋業務センターから 1 名（軍籍保持）含む計 8 名が参加。
- (4) 計画の要約：水路測量又は海図作成を担う各国政府及び政府関係機関に在籍する技術者を対象とし、海図作成及び海洋情報の収集・活用能力の向上を目的とするもの。研修修了者は、国際的な基準である水路測量国際 B 級認定技術者と認定される。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

海図は海上交通の安全を確保し海上貿易を成長させるために重要な社会基盤であるのみならず、津波や油流出等の大規模災害などに係る防災や海洋の環境保全の施策立案にも不可欠である。本研修を通じて海図作製、海洋情報の収集・活用に関する知識・技術を習得することで、インドネシアでの海上の安全性向上、自律的な警備救難活動、違法行為や環境汚染への対応強化等の成果が期待できる。

インドネシア海洋業務センターは、軍事目的と公共目的の両方で、調査、研究、海洋地図作成、出版物、海洋環境、船舶の安全航行など、水路学および海洋学活動を実施していることから、当該職員が本件研修への参加により得た知識・技術は、帰国後、右調査等への従事を通じて航行安全の確保に寄与することが期待される。本研修で得られるのは海図作成にかかる知見に限られ、本研修内容が、軍事転用される可能性は想定されない。

- (2) 当該国における運輸交通セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

海洋は様々な経済活動の場であり、自由で開かれた持続可能な海洋の維持・保全、および海洋における連結性の強化は、その経済発展にとっても不可欠である。一方、同国海域においては、海賊及び船舶に対する武装強盗事件が急増・凶悪化した時期があり、その後も海上交通の安全性の確保が引き続き重大な課題となっている。本件は、インドネシアでの海上の安全性向上、自律的な警備救難活動、違法行為や環境汚染への対応強化等に資するものである。

3. 計画概要

- (1) 計画概要

海図は海上交通の安全を確保し海上貿易を成長させるために重要な社会基盤であるのみならず、津波や油流出等の大規模災害などに係る防災や海洋の環境保全の施策立案にも不可欠である。しかし、開発途上国においては、人材不足が一因で海図整備が未だ不十分であるため、海図作成及び海洋情報の収集・活用能力の向上を目的として、本研修を実施するもの。海図作成に必要となる理論的基盤や、海図作成の実務海図データの利活用に関する講義や、港湾での船上実習等を経て、海図作成技術を習得することで、水路測量国際認定B級を取得することができる。

(2) その他特記事項

特になし

以 上

1. 基本情報

(1) 国名：ウクライナ

(2) 案件名：令和 4 年度緊急復旧・復興プロジェクト

(3) プロジェクトサイト／対象地域名／参加者：

地方・国土発展省、エネルギー省、主要自治体（キーウ、オデーサ、ミコライウ、ハリキウ、ドニプロ、ヘルソン）をカウンターパートとし、プロジェクトはウクライナ全土、主要都市（キーウ、オデーサ、ミコライウ、ハリキウ、ドニプロ、ヘルソン）にて実施する。

(4) 計画の要約：

本事業は、危機下にあるウクライナに対し、インフラ緊急復旧事業の実施やインフラ復旧・復興計画の策定支援を通じ、破壊された都市基盤の本格的な復旧・復興に向けた基盤整備に寄与するもの。

2. 計画の背景と必要性

(1) 本計画を実施する外交的意義

ロシアによる侵略に対し、国際社会が自由主義的国際秩序の維持と価値観の共有を掲げウクライナを支援する中、我が国も同国への支援を表明している。2022 年 9 月の G7 各国首脳で発出されたウクライナ情勢に関する G7 首脳声明においては、ウクライナが必要とする支援を提供することについての日本のコミットメントを堅持し、財政的、人道的、軍事的、外交的及び法的支援を継続する旨、確認している。JICA は、上記の日本政府の方針に基づき、ウクライナ及び周辺国支援を実施しており、本事業では「本格的な復旧・復興に向けた基盤整備」を目指し、ウクライナのインフラ復旧事業や都市の復旧・復興計画の策定に協力している。

(2) 当該国における復旧・復興セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

2022 年 2 月 24 日に始まったロシア軍によるウクライナへの侵略は長期化し、同年 10 月以降、同国内の電力・エネルギー関連施設や民間施設を狙ったミサイル攻撃や砲撃等が続いている。攻撃による被害総額は 1,350 億米ドルを超え、セクター別の割合は住宅（37%）、輸送（26%）、エネルギー（8%）、商業・工業（8%）、農業（6%）、その他（15%）に及ぶ。同国政府、欧州委員会（EC）、世界銀行（WB）による復旧・復興ニーズアセスメント（2023 年 3 月）によれば、今後インフラ復旧に必要な費用は 2023 年 3 月時点で 4,110 億米ドルと試算されており、2022 年 9 月時点の 3,490 億米ドルから上昇傾向にある（WB、2023 年）。停戦の目途はついておらず、戦闘の継続により、さらなる被害の増大が見込まれる状況下、市民生活への影響は甚大であり、度重なる空襲警報に伴うシェルターへの都度避難や計画停電を余儀なくされる等、社会経済活動を含めて一層厳しい状況におかれている。

ウクライナの復旧・復興への取り組みは、戦禍においても人々の生活や経済活動

を維持する上で、可能な範疇から実施していくことが、2022 年 7 月のルガーノ復興会議や国際場裏においてコンセンサスとされており、同国政府もルガーノ復興会議において 2032 年までの復興計画の青写真を発表している。具体的には、未だ状況の収束の目途がつかない中、国内外に避難した国民の帰還を進め、戦禍により大きな被害を受けた生活基盤インフラの緊急的な復旧への対応が必要とされている状況にある。また迅速な復旧に向けて、ロシア軍により破壊された建物・施設・道路等の大量の瓦礫がインフラ復旧・復興の障害とならぬよう、早期の瓦礫除去・処理や、インフラの復旧・復興に係る計画策定が喫緊の課題となっている。

かかる背景を踏まえ、今般、ウクライナ政府の要請に基づき、緊急復旧・復興プロジェクトを実施する。本事業は、戦時下で日々状況が変化する中、ウクライナ政府及び国際社会と協調の下、緊急的なニーズに応えるインフラ復旧や復旧・復興の計画策定を支援するものである。

3. 計画概要

(1) 計画概要

1) 事業目的

本事業は、危機下にあるウクライナに対し、インフラ緊急復旧事業の実施や インフラ復旧・復興計画の策定支援を通じ、破壊された都市基盤の本格的な復旧・復興に向けた基盤整備に寄与する。

2) 事業実施期間

2023 年 3 月～2026 年 8 月を予定（計 42 カ月）

3) インプット（投入）

①日本側

- 調査団員派遣- 研修員受け入れ（復旧・復興／エネルギー等）
- 機材供与：緊急インフラ復旧機材（電力関連機材、瓦礫・災害廃棄物処理用機材、水供給機材等）

②ウクライナ国側

- カウンターパートの配置
- 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

4) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

① 我が国の援助活動

JICA による支援は以下のとおり。

- 緊急経済復興開発政策借款（円借款）
- 緊急復旧計画フェーズ 1 及びフェーズ 2（無償資金協力）
- 国家地理空間データ基盤活用のための能力向上プロジェクト（技術協力）
- 人道的地雷・不発弾対策能力向上プロジェクト（技術協力）
- 廃棄物管理能力向上（技術協力）

－ ウクライナの復興支援プログラムの戦略性強化に向けた被害状況に関する情報収集・分析調査

－ 対ウクライナ支援検討のためのロジスティクスに係る情報収集・確認調査

－ ウクライナ危機にかかる緊急復旧に向けた情報収集・確認調査

－ 地雷・不発弾分野支援に向けた情報収集・確認調査

－ ウクライナにおける病院復旧に係る情報収集・確認調査

－ 教育サービス緊急復旧に係る情報収集・確認調査

－ 遠隔学習施設機材に係る情報収集・確認調査

－ 下水処理場緊急復旧にかかる情報収集・確認調査

－ 農業分野におけるウクライナ復旧・復興支援に向けた情報収集・確認調査

②他の開発協力機関等の援助活動

国際機関や各国政府援助機関、国際 NGO 等が多岐に亘る支援を実施中。他機関の取り組みとの重複を避け、効果的な連携を図る。また、特にウクライナの都市と友好関係にある京都市（キーウ市）、大阪市（ドニプロ市）、横浜市（オデーサ市）はじめ、地方自治体の経験を生かした協力を検討する。

（２） その他特記事項

特になし。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名： ウクライナ、モルドバ、ポーランド
- (2) 案件名： 令和 6 年度 UNODC 拠出「ウクライナにおける国境管理及び腐敗防止能力の強化」
- (3) 参加者： 対象国の海洋法執行等に携わる機関
- (4) 計画の要約： ウクライナの国境管理当局の能力強化を通じて、緊急・危機的状況における貿易円滑化と国境を越えた犯罪の防止・摘発を支援するとともに、複雑な腐敗構造に関する捜査を行うために腐敗対策当局が必要な専門知識と能力を強化し、復興と援助を目的とした海外からの資金を保護する。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

ロシアによるウクライナ侵略により、ウクライナとその周辺国の国境管理における人身取引や違法武器密輸などの越境犯罪のリスクが高まり、また、ウクライナに提供される復興支援資金の不正利用を含む腐敗の対策の需要も高まっている。

このような背景を踏まえ、2024 年 7 月に実施された第 11 回日・UNODC 戦略政策対話の成果文書で、ウクライナにおける国境管理強化、人身取引や違法武器取引等の犯罪対策、及び腐敗対策に優先的に取り組むことが明記された。ウクライナ当局の法執行能力構築等の支援を行うことは、「法の支配」の促進を掲げる我が国の外交政策と合致するほか、ウクライナ、モルドバ及びポーランドとの二国間関係の一層の強化にも資するため、本事業を実施する外交的意義は大きい。

- (2) 当該国における現状・課題及び本計画の位置付け

ロシアによるウクライナ侵略により、海港の機能停止を含むインフラの破壊が生じ、陸路での物流及び人的移動が増加している。かかる状況の中、ウクライナの国境管理機関は、越境犯罪のリスクが高まる中、人的・設備的・技術的リソースが限られた状況で業務を遂行している。

また、ウクライナは、復興支援資金の不正利用を含む戦時における腐敗リスクへの対処のため、腐敗対策機関の新たな職員の採用を強化しており、これらの職員が複雑な腐敗事件の捜査に要するための知識・能力の強化やツールの需要が急増している。

かかる状況に対し、本事業において、国境管理機関の検査能力等を強化するための能力構築支援や機材提供、及び、腐敗事件捜査に資する技術支援等を実施し、ウクライナにおける法の支配が促進に貢献することが期待される。

3. 計画概要

- (1) 計画概要

以下の活動を通じ、ウクライナにおける国境管理及び腐敗防止能力の強化

を図る。

- 域内の国境管理当局間の協力強化（地域内調整・データ共有プラットフォーム設立支援、研修）
- 国境管理事務所や港湾管理ユニットの能力強化（管理手順の最適化、機材提供、研修）
- 違法銃器取引や人身取引の摘発・撲滅に係る国境管理能力強化（IT 機器提供、研修、関係当局間の調整支援）
- 腐敗防止当局の能力向上支援（財務調査、財務分析、詐欺情報分析、フォレンジック・アカウンティング等に関する研修、UNAFEI との協力による視察研修、ドナー資金に関する調査に係る研修、港湾管理ユニットを対象とした倫理等に関する研修）

（２） その他特記事項

特になし。

以 上

案件概要書

2025 年 4 月 22 日

1. 基本情報

- (1) 国名：キルギス、タジキスタン他
- (2) 案件名：令和6年度課題別研修「中央アジア・コーカサス総合防災」
- (3) プロジェクトサイト／対象地域名／参加者：キルギス非常事態省職員2名、
タジキスタン非常事態・市民防衛委員会職員1名を含む計6名
- (4) 計画の要約：

本研修は、防災及び災害軽減を主管する中央省庁及び地方自治体の防災分野における課題解決能力の強化、当該地域内の防災担当機関間のネットワーク形成の促進を目的として実施するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

我が国同様に自然災害が多発する中央アジア・コーカサス地域諸国において、防災及び災害軽減を主管する中央省庁及び地方自治体が、防災分野の課題解決能力を強化すると共に、同地域内の防災担当機関間のネットワーク形成を促進することは喫緊の課題である。そのため、2004年からJICA課題別研修「中央アジア・コーカサス地域総合防災行政」を、中央アジア・コーカサス地域諸国の中央政府及び地方政府において防災行政を担当する一般行政官及び技術系行政官に対して実施している。

中央政府及び自治体レベルにおける防災に関連した政策整備や事業推進を通じ、地滑り、地震等の災害に係る被害軽減を図るためには、中央防災機関に位置づけられる同省の中核人材による本研修への参加が不可欠である。

- (2) 当該国における防災セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

中央アジアは、貧困、環境、水資源、防災、テロ・麻薬など、その解決には人間の安全保障の理念に基づいた地域的協力を必要とする課題を抱えている。2014年7月の「中央アジア＋日本」対話・第5回外相会合において採択された共同声明では、農業、防災、アフガニスタン情勢を見据えた麻薬対策・国境管理等の分野での地域協力を促進することで一致している。

3. 計画概要

- (1) 計画概要

参加国の防災分野における行政能力の強化、同地域内の防災担当機関間のネットワーク形成を促進することを目的として、参加者が、兵庫行動枠組の優先行動及び仙台防災枠組に沿って自国の現状と課題を分析した上で、本邦研修を通じて所属機関における防災体制の改善策を策定するもの。

(2) その他特記事項
特になし。

以 上

案件概要書

2025 年 4 月 22 日

1. 基本情報

- (1) 国名：スリランカ、コモロ、バングラデシュ、マレーシア
- (2) 案件名：令和 6 年度課題別研修「救難・環境防災」
- (3) プロジェクトサイト／対象地域名／参加者：スリランカ沿岸警備庁職員 3 名、コモロ沿岸警備隊職員 1 名、バングラデシュ沿岸警備隊 2 名、マレーシア海上法執行超職員 2 名を含む計 16 名
- (4) 計画の要約：
本研修は、海難救助、海上防災、海洋環境保全にかかる知識・技能の向上、習得により、対象国の関連分野における能力向上を図ることを目的として実施するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

エネルギー資源等物資輸送の多くを海上輸送に依存している我が国にとって、海上における円滑で安全な航行の確保は、我が国の安全と経済活動の安定のために極めて重要であり、その航路で起こりえる海難事案や大規模流出油事故に対して、効果的、効率的な対応を実施するには、関係各国との連携協力及び技術と経験が必要である。しかしながら、それらが十分でない開発途上国の国々においては、当該国の海域で海難や大規模流出油事故が生じた場合、当該国及びその周辺地域における多大な被害の発生や環境への深刻な影響を与えることが懸念される。特に、マラッカ・シンガポール海峡を含む東南アジアの海域を利用する我が国関連船舶の航行に支障が生じるおそれがある。そのため、両海峡沿岸国を初めとする国々を対象として海難救助、海上防災、海洋環境保全に係る能力向上研修を過去 30 年近く実施してきた。その間東南アジア諸国を中心に我が国海上保安庁を範とする機関が設立されるなど支援の成果が現れており、継続してこれら海上保安機関の能力向上を図るとともに、自立発展を促していく必要がある。

- (2) 当該国における運輸・交通セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

スリランカ・バングラデシュ・マレーシアは、太平洋・インド洋を結ぶ重要な海洋航路上にあり、コモロ連合は南部アフリカとインド洋を結ぶ重要な海洋航路上にあって、地政学的に見ても戦略的要衝となっている。本研修は、「自由で開かれたインド太平洋」を具体化し、当該地域の連結性を強化するうえで、また、海上輸送路の安定に重要な役割を果たす。

3. 計画概要

- (1) 計画概要

海上保安実務者として最も基本的な業務である船舶事故及び人身事故に対する救助活動、油流出事故に起因する海洋環境汚染対策の他、東日本大震災等の大規模な自然災害への対応の経験及び教訓等について、高度かつ専門的な知識・技能及びノ

ウハウや我が国における取組みを学ぶ。

(2) その他特記事項
特になし。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名： コモロ、ケニア、マダガスカル、モーリシャス、セーシェル、タンザニア
- (2) 案件名： 令和 6 年度 UNODC 拠出「東アフリカの海上法執行機関の態勢改善」
- (3) 参加者： 対象国の海洋法執行等に携わる機関
- (4) 計画の要約： 対象国の海上法執行機関に対し、日本製海上法執行用機材の整備リソースとスキルの向上支援、海上法執行能力とシーマンシップ・スキルの地域的持続可能性の向上、船体検査能力の向上による商業船舶の積荷を利用した違法薬物取引への対応、海上法執行への女性の参加の促進を通じ、東アフリカにおける海上法執行能力の強化を目指す。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

紅海における武装集団による商業船舶等に対する攻撃が発生していることから、紅海を迂回し、喜望峰ルートを通じて東アフリカ沿岸を通過する船舶の量が大幅に増加し、それに伴って麻薬密輸等の海上犯罪や海上緊急事態発生するリスクが高まっている。

このような背景を踏まえれば、本事業を通じて、東アフリカ諸国の海上法執行及び海洋状況把握能力構築等の支援を行うことは、「法の支配」の促進を掲げる我が国の外交政策と合致し、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現にも資する。加えて、TICAD8 チュニス宣言の第 3 の柱である「持続可能な平和と安定の実現」の中の国際法の原則に基づく海洋秩序の維持にも貢献する。さらに、東アフリカ諸国との二国間関係の一層の強化にも資するため、本事業を実施する外交的意義は大きい。

- (2) 当該国における現状・課題及び本計画の位置付け

東アフリカ諸国の海上法執行当局は、保有する船舶および機器の維持管理、安全かつ効果的な運用の観点から、メンテナンスの遅延を招き、機器の故障や運用準備の低下を引き起こす財政的な制約、船舶および機器の摩耗を加速させ、メンテナンス需要をさらに増加させる厳しい環境、必要なメンテナンス作業を行う熟練した人材や技術的専門知識の不足、オペレーターやメカニクの訓練及び適切なツールやスペアパーツの提供を可能にするための部品やエンジンの標準化の欠如等、重大な課題に直面している。

そのため、本事業において、東アフリカ諸国の海上法執行機関の海上法執行用機材の整備リソースやスキルの向上支援等を通じ、同地域の海上法執行能力の強化や海洋における法の支配の促進に貢献することが期待される。

3. 計画概要

(1) 計画概要

以下の活動を通じ、東アフリカにおける海上法執行能力強化を目指す。

- 日本製海上法執行用機器の整備リソースとスキルの向上支援（ワークショップ開催、部品供与、ボート供与等）
- 船舶操作の向上等を通じた海上法執行能力の地域的持続可能性の向上
- タンザニアの海上法執行機関の船体検査能力の向上等を通じた違法薬物取引対策
- 海上法執行分野への女性の参画促進支援

(2) その他特記事項

特になし。

以 上

案件概要書

2025 年 4 月 22 日

1. 基本情報

- (1) 国名：ジブチ共和国（以下、「ジブチ」という。）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：ジブチ市
- (3) 案件名：令和 4 年度経済社会開発計画（the Economic and Social Development Programme）（災害復旧関連機材）
- (4) 計画の要約：

本計画は、災害発生時の人命救助及び災害復旧活動に必要な機材を供与することにより、集中豪雨による洪水等の自然災害への対応能力の向上を図り、もって社会の安定化を通じた同国の経済社会開発に寄与することを目的とする。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

ジブチは、我が国及び国際社会にとって、欧州や中東から東アジアを結ぶ極めて重要な海上交通路にあたるソマリア沖・アデン湾に位置しており、「自由で開かれたインド太平洋」を実現する上での要所であるとともに、紛争の多発する「アフリカの角」地域において安定した国として、我が国自衛隊を含む各国のソマリア沖海賊対処の拠点となっている。2009 年に我が国がアデン湾・ソマリア沖での海賊対処行動を開始して以降、2013 年 8 月の安倍総理（当時）の同国訪問をはじめ、最近では 2019 年 8 月に開催された第 7 回アフリカ開発会議（TICAD7）での日ジブチ首脳会談（ゲレ大統領）や即位の礼の際の河野防衛大臣（当時）や木原総理補佐官（当時）との会談（アブドゥルカデル首相）、2019 年末の河野防衛大臣（当時）や木原総理補佐官（当時）の同国訪問等を通じて二国間関係は急速に緊密化し、我が国にとって同国は戦略的に重要なパートナーとなっている。また、同国はこれまで各種国際選挙を始めとする国際場裡においては我が国の立場を一貫して支持してきている友好国でもあることから、二国間関係を維持・強化することは極めて重要である。

さらに、2019 年 8 月に開催された第 7 回アフリカ開発会議（TICAD7）において、「災害に強い社会づくり」に取り組むことを表明しており、本計画はそれを具体化するものである。

- (2) 当該国における防災セクターの開発の現状・課題及び本計画の位置付け

ジブチでは、地震、洪水、火山活動、サイクロンといった自然災害が発生しており、乾燥した気候のため植生は極めて稀であり、降水時に地面が水分を吸収する力は極めて低い。特に 2019 年 11 月の大規模豪雨による洪水の際は幹線道路が寸断される等の被害があった。同国での災害発生時の人命救助及び災害復旧においては、ジブチ国軍災害対応ユニットが主導的役割を担っており、同ユニットはこれらの活動に必要な機材を所有し、適切に使用・管理してきているものの、当該機材の故障や老朽化によっ

て機材は依然として不足している。近年は自然災害の発生が増加傾向にあるとともに、気候変動に伴う災害の甚大化もあり、災害対応能力の向上が急務となっている。

ジブチ政府は、長期国家開発計画「ジブチビジョン 2035」に基づく 5 か年計画「成長・雇用促進戦略」(SCAPE)において、都市災害への対策・対応力の強化を「国民の安心安全の確保」における「リスクと災害管理」「市民保護の強化」と位置づけ、取組を行っていることから、本計画は同国政府の政策とも整合性が高い。また、「持続可能な経済成長に資する経済社会基盤強化」を重点分野とする対ジブチ国別開発協力方針にも合致しており、本計画を実施する意義は高い。

3. 計画概要

(1) 計画概要

① 計画内容

本計画は、災害発生時に人命救助及び災害復旧活動を実施するために必要な機材（我が国で製造された油圧ショベル、グレーダ、中型ドーザ等を想定。）を供与することにより、集中豪雨による洪水等の自然災害への対応能力の向上を図るものである。

② 期待される開発効果

人命救助及び災害復旧活動用機材を供与することにより、ジブチ国軍災害対応ユニットの災害対応能力が向上し、迅速かつ効果的な人命救助及び災害復旧に寄与することが期待される。

③ 計画実施機関

ジブチ国軍災害対応ユニット

ジブチ国軍の中でも災害対応を専門としたユニットであり、いわゆる軍事活動を行う実力部隊からは独立した組織である。

(2) その他特記事項

本計画は、ジブチ政府の下大規模災害発生時の捜索・救助・復旧等の対応を担うジブチ国軍の災害対応能力の向上を支援することを目的としており、非軍事目的である。供与対象のジブチ国軍災害対応ユニットは、同国軍の中でも災害対応を専門としたユニットで、いわゆる軍事活動を行う実力部隊からは独立した組織。本計画により、当該ユニットの災害対応能力を向上させることで、迅速かつ効果的な人命救助及び災害復旧活動が可能となり、その効果がジブチ国民一般に広く還元されることが期待される。他方、ジブチは人口約 100 万人の小国であり、同国軍も小規模のため、供与対象主体となる同ユニットが有事に災害対応以外の活動に従事する可能性も排除出来ない。そのため、そのような場合であっても、供与機材が災害発生時の人命救助及び災害復旧の目的以外に利用されないようにする必要があるところ、同国軍から、供与機材の非軍事使用、供与後の機材のモニタリング体制の担保を確約する旨のレターを受領済みである。

以 上

案件概要書

2025 年 4 月 22 日

1. 基本情報

- (1) 国名：タイ、バングラデシュ、ジョージア 他
- (2) 案件名：令和 6 年度課題別研修「国家基準点管理の効率化と利活用研修」
- (3) プロジェクトサイト／対象地域名／参加者：王立タイ測量局職員 1 名、バングラデシュ測量局職員 2 名、ジョージア防衛省地籍・地形測量局職員 1 名を含む計 5 名
- (4) 計画の要約：

本研修は、国家機関（測量・地図作成、地籍、地殻変動又は火山活動監視）及びそれに準ずる役割を担う機関を対象に、地理空間情報の整備・活用に不可欠な国家基準点（電子基準点）について自国に適した運営維持管理のあり方とその利活用方策を策定・展開できる人材の育成を目指して実施するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

本研修コースに参加することで得られる知見は、国家開発及び防災等に必要不可欠な基盤情報である。

タイでは複数の政府機関が独自に設置している電子基準点のネットワーク化に取り組むと共に、高精度測位データの安定的配信、ネットワークの運営維持管理能力強化、配信される高精度測位データの利活用促進を目指しており、日本からの技術支援を必要としている。

バングラデシュでは、経済成長の加速化を重点分野として掲げ、運輸交通や電力・エネルギーセクターを中心とする経済インフラの整備に取り組む方針としている。

ジョージアにおいては、国土の大半が山岳地帯であることから、国土全体において測量・地形図などが十分な基準に達していない。

本研修は、上記課題に資する地図行政における人材育成、インフラ整備の根幹をなす高精度かつ効率的な地図・地形図の整備に寄与する。

- (2) 当該国における都市開発・地域開発セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

ア我が国のタイに対する援助は、戦略的パートナーシップに基づく双方の利益増進及び地域発展への貢献の推進を基本方針とし、①持続的な経済の発展と成熟する社会への対応、②ASEAN 地域共通課題への対応、③ASEAN 域外諸国への第三国支援を重点分野としている。本研修は、①の一環として、タイが持続的に社会・経済を発展させていくための支援に位置づけられる。

イバングラデシュの国家開発計画である第 8 次五か年計画（2020-2025）ではインフラの整備に加えて IT 及びデジタル化の推進が掲げられており、デジタル地図及び地

理空間情報活用に資する本研修は当該開発計画に合致する。

ウジョージア国の開発基本方針は、①安定した経済成長促進のための支援、②環境に優しく、自然災害に強い社会の構築に対する支援、③産業振興のための人材開発に対する支援（農業、地域開発、SME）、④社会セクターに対する支援（保健・医療、教育）が重点分野となっている。本研修は、上記開発課題の①と②に貢献するものである。

3. 計画概要

（１） 計画概要

測位衛星を利用した測量方法、GNSS 連測観測システムを活用した、測量方法や地理空間情報の整備方法等を理解し、各国の状況にあった国家基準点（電子基準点）の運営維持管理手法や活用方法に関する業務改善が行えるようにする。また、実習を通して衛星測位手法を習得し、測地系変換やセミダイナミック補正等の知識を習得する。

（２） その他特記事項

特になし

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名： スリランカ
- (2) 案件名： 令和6年度日本NGO連携無償資金協力「国家経済復興下における官民連携のレジリエンス強化及び災害対応力の向上」
- (3) 参加者： スリランカの災害支援プラットフォームに参画する団体等（防災センターをはじめとする政府機関や国軍関係者、民間企業、学校等）
- (4) 計画の要約:スリランカ国内でマルチアクターによる災害対応時のネットワークの機能を強化し、大規模な災害にも対応可能な持続的な基盤を首都コロombo及び地方部において強化することを目的としている。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

我が国の「対スリランカ民主社会主義共和国国別開発協力方針」では、「気候変動・防災対策のための政府の体制整備・強化に向けて、ハード・ソフトの両面で取り組みを支援する」としており、本事業はこれらの方針に合致し、実施の意義は大きく、政策上の必要性も高い。

- (2) 当該国における防災セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

スリランカは、気候変動や自然災害に対する脆弱性を抱えており、モンスーンの影響やサイクロンによって洪水や土砂崩れ等大きな被害が頻発している。これらの自然災害は国民の日常生活のみならず経済的損失も甚大であり、民間セクターを含む地域社会全体で災害に備える必要性がますます高まっている。

特に地方部においては特に緊急対応における人材育成、能力強化に未だ課題を抱えており、度重なる全国各地での大規模な災害に対してまだ十分に対応できる体制を整備するまでには至っていない。こうした課題に対処するため、本事業は、中央レベルにおいて政府と民間の連携を強化し、政府機関やより多くの民間企業、ボランティア団体、NGO、国連機関との質の高い連携の実現に加え、それらのネットワークを地方部でもさらに強化する。

3. 計画概要

- (1) 計画概要

災害時の救助訓練と緊急出動体制の強化、零細中小企業や学校に対する防災教育の実施、国内外の災害対応ネットワーク構築により、スリランカにおける災害対策能力強化に向けたマルチアクターによる連携のための支援を実施する。

- (2) その他特記事項

特になし。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名： ソマリア、ジブチ、セーシェル
- (2) 案件名： 令和 6 年度 UNODC 拠出「アフリカの角地域における海上保安のための地域訓練能力の確立」
- (3) 参加者： 対象国の海洋法執行等に携わる機関
- (4) 計画の要約： ソマリアにおける法改正の支援、海上法執行（MLE）機関等の能力構築、港湾警備の改善等を通じて、ソマリアの海上保安能力を強化する。また、ジブチ及びセーシェルにおける警察及び沿岸警備隊の訓練施設等における MLE に関する研修を支援することで、ソマリアの海賊対策能力構築を支援し、港湾の安全を強化する。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

国際商工会議所（ICC）国際海事局（IMB）の報告によれば、ソマリア沖における海賊等事案は、2023 年 12 月に 2017 年以来の海賊事案 1 件発生し、2024 年には計 8 件が発生するなどリスクが高まった。かかる状況は、スエズ運河ルートをとっていた船舶が、南アフリカルートへと迂回する一因となり、国際貿易のコストを大幅に増加させている。

このような背景を踏まえれば、本事業を通じて、アフリカの角地域の関係諸国（ソマリア、ジブチ及びセーシェル）の海上法執行及び海洋状況把握能力構築等の支援を行うことは、「法の支配」の促進を掲げる我が国の外交政策と合致し、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現にも資する。加えて、TICAD8 チュニス宣言の第 3 の柱である「持続可能な平和と安定の実現」の中の国際法の原則に基づく海洋秩序の維持にも貢献する。さらに、前述の対象国との二国間関係の一層の強化にも資するため、本事業を実施する外交的意義は大きい。

- (2) 当該国における現状・課題及び本計画の位置付け

2023 年末から再燃したソマリア沖での海賊事案の発生は、この地域が海賊行為に対して依然として脆弱であり、アフリカの角関係諸国の海上法執行（MLE）および刑事司法の能力において、海賊行為を含む海上犯罪を効果的に防止し、自立的に対処するにあたり、不十分であることを示した。

また、同地域は、中東地域からイエメンを経由してアフリカ大陸へ違法武器が密輸される主要ルートとなっており、これらの武器はアフリカにおける紛争を助長する要因になっている。そのため、ソマリア沖での海上保安確立に向け、各国及び地域としての海上法執行能力等構築が急務となっている。

かかる観点から、本事業において、海上法執行機関の能力構築等支援を通じ、同地域の海上保安能力の強化や海洋における法の支配の促進に貢献することが期待されている。

3. 計画概要

(1) 計画概要

以下の活動を通じ、対象国 MLE 能力構築や法整備を図るとともに、地域全体としての MLE 訓練能力を向上させる。

- 研修や機材提供を通じたソマリアの海上法執行機関や港湾等の能力強化
- 海上法執行や海洋保全に関するソマリア国内の専門訓練チームの育成及び展開
- 地域全体にわたる機材の保守文化定着支援や船上訓練の拡大支援等

(2) その他特記事項

特になし。

以 上

案件概要書

2025 年 4 月 22 日

1. 基本情報

- (1) 国名：タイ他
- (2) 案件名：令和 6 年度課題別研修「国家測量事業計画・管理」
- (3) プロジェクトサイト／対象地域名／参加者：王立タイ測量局職員 1 名を含む計 10 名
- (4) 計画の要約：

本研修は、国家測量・地図作成機関が信頼できる地理空間情報を適切に提供できるよう、地図の作成・更新・利活用等の地理空間情報に関する事業計画及び管理を担う中核的人材を養成することを目的として実施するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

測量に係る分野において、日本政府は、2017 年 6 月にタイ王国との間で「電子基準点網の整備に関する協力覚書」を締結しており、同覚書に基づき、JICA は 2020 年より技術協力プロジェクト「電子基準点に係る国家データセンター能力強化及び利活用促進プロジェクト」を実施するなど、測量を担う機関である王立タイ測量局との協力関係を構築している。本研修は、同組織の能力向上を図ることに貢献するものである。

- (2) 当該国における都市開発・地域開発セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

我が国のタイに対する援助は、戦略的パートナーシップに基づく双方の利益増進及び地域発展への貢献の推進を基本方針とし、①持続的な経済の発展と成熟する社会への対応、②ASEAN 地域共通課題への対応、③ASEAN 域外諸国への第三国支援を重点分野としている。本研修は、①の一環として、タイが持続的に社会・経済を発展させていくための支援の観点から重要と言える。

3. 計画概要

- (1) 計画概要

測量行政の制度・課題、測量事業計画・管理のためのマネジメント手法、基準点測量、地理情報システム等に関する講義、実習、視察、討論を通じ、参加者の地図行政における政策形成と業務改善を実施するための能力向上を目指す。

- (2) その他特記事項
特になし

以 上

案件概要書

2025 年 4 月 22 日

1. 基本情報

- (1) 国名：タジキスタン他
- (2) 案件名：令和6年度課題別研修「救急救助技術」
- (3) プロジェクトサイト／対象地域名／参加者：タジキスタン内務省職員 1 名を含む計 7 名
- (4) 計画の要約：

本研修は、消防・防災教育訓練機関の救助コース教官、または将来指導的立場に就くことが予定される者を対象として、母国における救急救助技術の向上及び当該技術普及のためのアクションプラン作成を目指して実施するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

タジキスタン国は、自然災害の発生リスクが高く、気候変動の影響による災害に備えた防災対策や災害時の緊急対応が国の重要課題となっており、同分野における人材育成が喫緊の課題となっている。本研修は、タジキスタン国が抱える上記課題に取り組む人材育成に貢献するものである。

- (2) 当該国における防災セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

中央アジアは、貧困、環境、水資源、防災、テロ・麻薬など、その解決には人間の安全保障の理念に基づいた地域的協力を必要とする課題を抱えている。2014 年 7 月の「中央アジア＋日本」対話・第 5 回外相会合において採択された共同声明において、農業、防災、アフガニスタン情勢を見据えた麻薬対策・国境管理等の分野での地域協力を促進することで一致している。

3. 計画概要

- (1) 計画概要

各種救助技術、応急救護処置、安全管理、国際消防救助隊、訓練の企画立案などの講義、住民への防災教育視察などを通じ、救急救助の知識と技術の向上、その普及のために必要な方法についての知見を得て、各所属先での救急救助技術向上に係る人材育成プランが作成できるようになることを目指す。

- (2) その他特記事項

特になし。

以 上

案件概要書

2025 年 4 月 22 日

1. 基本情報

- (1) 国名：タジキスタン他
- (2) 案件名：令和6年度課題別研修「税関行政（A）」
- (3) プロジェクトサイト／対象地域名／参加者：タジキスタン税関局職員 1 名を含む計 13 名
- (4) 計画の要約：
本研修は、参加者が自国の税関政策と行政を改善するために対策をとる必要のある課題を特定し、税関改革と近代化のためのアクションプランが作成できるようになることを目的に実施するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義
タジキスタン国家開発計画では、「運輸通信の孤立状態から脱却し、経由国になること」が開発目標の1つとして掲げられており、地域間の連結性の強化や物流基盤の整備等が必要となっている。世界銀行の物流パフォーマンス指標(LPI)によれば、タジキスタンは全 139 カ国中 97 位（2023 年調査）で、特に項目「通関効率性」の評価が低く、通関手続きの迅速化及び向上が求められている。
本研修は税関改革と近代化のためのアクションプランを作成することを目的として実施するものであり、参加国の税関サービス向上に貢献する。

- (2) 当該国における運輸・物流セクターの現状・課題及び本計画の位置付け
タジキスタン政府が掲げる国家開発計画では、通過国としての物流能力強化が優先的な国策として掲げられ、さらに「税関発展の中期プログラム 2020 - 2024」では、国境での迅速な通関手続きを可能とする標準化・簡素化された透明性のある税関手続を実現することの重要性が示されている。

3. 計画概要

- (1) 計画概要
日本の関税制度の概要、税関研修制度、リスク管理、国際的な税関行政基準等に関する講義、日本における税関業務の現場視察等を通じて、自国の税関改革・税関近代化を進めるうえでの課題が明らかにされ、各国の課題に対応した行動計画が策定されることを目的に実施する。
- (2) その他特記事項
特になし。

以 上

案件概要書

2025 年 4 月 22 日

1. 基本情報

- (1) 国名：モルディブ、タジキスタン他
- (2) 案件名：令和6年度課題別研修「国際テロ対策」
- (3) プロジェクトサイト／対象地域名／参加者：モルディブ国家テロ対策センター職員1名、タジキスタン内務省職員1名を含む計19名
- (4) 計画の要約：

本研修は、自国において日本の国際テロ対策を活用し、研修を通じて構築された参加者間のネットワークを介して、治安・情報機関での情報交換が行われるようになることを目的に実施するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

本研修は、日本の国際テロ対策を習得すると共に、研修を通じて構築された参加者間のネットワークを通じて、国際的なテロ脅威への対策に資する人材育成に寄与するものである。本研修を通じて構築された参加者間のネットワークを介して、治安・情報機関での情報交換が行われることにより、近年高まる国際的なテロ脅威への対策に資するものである。

- (2) 当該国におけるガバナンスセクターの現状・課題及び本計画の位置付け

【モルディブ】対モルディブ国別開発基本方針は、①地域振興、②環境・気候変動・防災、③ガバナンス能力の強化を重点分野としており、本研修は③の「ガバナンス能力の強化」プログラムに貢献するものである。

【タジキスタン】タジキスタン政府は、「新国家開発戦略（National Development Strategy）2030」及び「国家国境管理戦略（National Border Management Strategy）」

（2010～2025年）において、国境地域における効率的・効果的な国境管理と住民生活の安定化を打ち出し、国際テロ対策及び国境管理対策に取り組んでいる。本研修は、タジキスタンが抱える上記課題に取り組む人材育成に貢献するものである。

3. 計画概要

- (1) 計画概要

日本の国際テロ対策を学ぶとともに、自国のテロ情勢および対策を共有し、国際テロ対策の諸問題について参加各国と意見交換を行い、日本の都道府県警察本部や警察署を訪問して警察活動の視察を行う。

- (2) その他特記事項

特になし

以 上

案件概要書

2025 年 4 月 22 日

1. 基本情報

- (1) 国名：レバノン、タジキスタン 他
- (2) 案件名：令和 6 年度課題別研修「サイバー犯罪対処能力向上」
- (3) プロジェクトサイト／対象地域名／参加者：レバノン国軍職員 1 名、タジキスタン内務省職員 1 名を含む計 17 名
- (4) 計画の要約：

本研修は、最新のセキュリティ対策にかかる講義、及びインシデントハンドリングの演習を通じ、標準型攻撃に対するインシデントレスポンスに必要な組織、機能、技術、手順を理解する人材を育成することを目的として実施するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

サイバー犯罪に国境はなく、一般的に多くのサイバー攻撃は国外から行われている。故に、サイバー犯罪の抑制には各国の法執行能力の強化とともに国際連携・情報共有が不可欠となっている。

レバノンは周辺諸国と複雑な軍事・外交関係を結んでいることから、近年ますますサイバー犯罪の脅威に晒されている一方、サイバー犯罪にかかる法整備が不十分なことから、同国のサイバー犯罪対処能力の向上はレバノンのみならず地域全体の安定に不可欠である。

タジキスタンは、世界で最もサイバーセキュリティのレベルが低い国の 1 つであり、特に暗号ハッカーによるサイバー攻撃に対して脆弱である。インターネットユーザー数の増加に伴い、サイバー犯罪の範囲と巧妙さが着実に拡大しており、サイバー犯罪対策が重要な課題となっている。

本研修では、最近のサイバー攻撃事例と対策、標的型攻撃のインシデントハンドリングの一連の手順等を学ぶことから、参加国におけるサイバー犯罪の抑制に貢献するものである。

- (2) 当該国における情報通信技術セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

【レバノン】本研修は、国別開発協力方針の協力プログラム「行政能力向上プログラム」に貢献するものである。

【タジキスタン】タジキスタンでは、2023 年 4 月 19 日の大統領令に基づき、過激主義、テロリズム、サイバー犯罪防止のための統合情報センターが設立される等、サイバー犯罪対策に取り組んでいる。本研修は、タジキスタンにおいて、同国の国別開発基本方針の持続的で安定した経済・社会発展が可能な国づくりへの支援に貢献するものである。

3. 計画概要

(1) 計画概要

日本におけるサイバー犯罪事案に用いられる捜査手法及び適用される法律、犯罪抑止のための民間事業者との連携や、技術的な対処手法について習得する。併せて、サイバー犯罪に対する効果的な相互連携・国際協力について参加者間で討議を行い、国境を越えて行われるサイバー犯罪への対応に必要な捜査機関同士の協力関係の強化を目指す。

(2) その他特記事項

特になし

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名： ナイジェリア連邦共和国（ナイジェリア）
- (2) 案件名： 令和 5 年度北東部州復興計画策定能力強化
- (3) プロジェクトサイト／対象地域名／参加者： アブジャ／北東部 6 州（ボルノ州、ヨベ州、アダマワ州、ゴンベ州、タラバ州、バウチ州）／北東部開発委員会（NEDC）、州政府、自治体の行政官、コミュニティ・住民（IDP、帰還民含む）
- (4) 計画の要約： イスラム過激派組織による紛争後、治安が安定した地域における開発支援ニーズの高まりを受け、北東部地域の復興と再建を目的とした北東部安定化開発マスタープランが策定された。北東部地域で同マスタープランに基づく開発プロジェクトを実施するため、連邦、州、および地方自治体における職員の能力が強化し、以て北東部地域の復興、平和構築および経済発展の促進に寄与するものである。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

対ナイジェリア連邦共和国国別開発協力方針(2017 年 9 月)の重点分野 3「北(東)部復興支援を含む平和と安定の促進」に合致する取り組みであり、平和構築グローバル・アジェンダ（以下「GA」）の人間の安全保障アプローチによる紛争予防と強靱な国・社会づくりに対応し、「脆弱地域における地方行政能力強化・強靱な社会の形成と信頼醸成」クラスターに位置づけられるものである。

- (2) 当該国における北東部の復興・開発の現状・課題及び本計画の位置付け

ナイジェリア連邦政府は 2016 年に北東部地域の再建に向けた包括的ロードマップとして「Rebuilding The North East（通称、「ブハリ計画」）」を策定し、2017 年に北東部地域の復興と開発を新たに主導する北東部開発委員会（North-East Development Commission、以下「NEDC」）を設立した。NEDC は、他の連邦政府の省庁や州政府、ドナー・国際機関等による人道支援や開発支援を効率的かつ効果的に実施するための調整の役割を担っており、復興と再建のための復興計画である北東部安定化開発マスタープラン（North-East Stabilization and Development Masterplan、以下「NESDMP」）を 2023 年 3 月に策定、今後 NESDMP に沿った本格的な活動の実施が期待されている。そのための予算確保、実施、モニタリングに向けて、NEDC 職員をはじめとする北東部復興関係者の能力強化にかかるニーズは引き続き高い。また将来的には NESDMP 内で掲げられているセクター別開発方針に対する各分野の協力展開も見据えた活動も期待されている。

本プロジェクトは、NEDC、州政府および地方自治体の能力向上や、NEDC の関係機関・ドナーとの調整機能の向上、また、紛争影響を受けたコミュニティの国内避難民・ホストコミュニティ・帰還民や若者のエンパワメントを図り、NESDMP

で優先される開発プロジェクトを計画・実施を後押しするものである。

3. 計画概要

(1) 計画概要

上位目標：北東部地域の復興、平和構築および経済発展が促進される。

プロジェクト目標：北東部地域で開発プロジェクトを実施するための連邦、州、および地方自治体における職員の能力が強化される。

成果：

成果1：NESDMPで優先される開発プロジェクトを計画・実施するためのNEDC、州政府および地方自治体の能力が向上する。

成果2：NEDCの関係機関・ドナーとの調整機能が向上する。

成果3：紛争の影響を受けたコミュニティの国内避難民・ホストコミュニティ・帰還民や若者がエンパワメントされる。

成果4：北東部地域において官民パートナーシップが促進される。

(2) 事業実施期間

2024年1月～2026年1月（計24カ月）

(3) 事業実施体制

相手国機関：北東部開発委員会（North-East Development Commission）

投入：直営邦人専門家1名等

(4) その他特記事項

対人地雷・不発弾対策は復興・開発に不可欠であり、復興計画や国内避難民（IDP）の帰還支援に位置付けられるセクター課題の一つである。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：パキスタン
- (2) 案件名：令和5年度気象予報能力強化プロジェクト（技術協力）
- (3) プロジェクトサイト／対象地域名／参加者：
パキスタン気象局（PMD：Pakistan Meteorological Department）（イスラマバード、ラホール）及び気象レーダーサイト（イスラマバード、カラチ、ムルタン）／イスラマバード、ラホール、カラチ、ムルタン／PMD 職員
- (4) 計画の要約：
本事業は、PMD 及び気象レーダーサイトにおいて、①防災関連機関のニーズを把握する能力の向上、②地上観測測器の校正及び維持管理体制並びに地上観測能力の強化、③気象レーダーを利用した観測データの品質向上、④気象予報の精度の向上、を行うことにより、PMD の気象観測・予報・気象情報の発信に係る能力向上を図り、もって PMD による防災関連機関のニーズに沿った定量的な情報提供に寄与するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義
パキスタン気象局には平成 29 年度の外務省の無償「経済社会開発計画」において自動気象観測システム（AWS）を 48 台供与済み。今回の技プロでは、それら AWS を含む気象測器の保守管理の技術向上を行い、そこで得られた観測情報を用い、気象予報の精度向上を目指す。パキスタン気象局はアジア開発銀行の支援で AWS 250 台、世界銀行の支援で AWS 300 台を追加整備の予定があり、本技プロでの活動が、日本製の気象測器の導入の一助となる可能性がある。
- (2) 当該国における気象セクターの現状・課題及び本計画の位置付け
パキスタン国は、北部に 8,000 メートル級の高い山々がそびえ、インダス川が国土の中央を縦断していることから、季節風（モンスーン）と熱帯低気圧（サイクロン）による豪雨により、洪水や鉄砲水、地滑り等の災害が発生しやすい。特に、洪水の発生頻度が高く、その被害も大きい。1982 年～2016 年の間に発生した全災害数（132 件）のうち、洪水によるものは約 6 割を占めている。また、全災害による死者数（16,229 名）・被災者数（69,881,589 名）のうち、洪水による死者数・被災者数はそれぞれ約 7 割・9 割以上となっている（出典：Emergency Database (EM-DAT)）。2022 年 6～9 月のモンスーン期には広範囲の大雨と洪水が発生し、死者 1,739 名にのぼる甚大な被害が発生した（EM-DAT）。
このような状況に対し、パキスタン政府は、自然災害に対する防災体制強化に向けた国家防災法の公布、防災行政の中心となる国家防災庁（National Disaster Management Authority：NDMA。以下「NDMA」という。）の設置、我が国の技術協力

による「国家防災計画」（2012 年～2022 年）の策定等、国を挙げた取り組みを行ってきており、「国家防災計画」では、従来の事後対応中心の災害対策を見直した。また、この計画の中で、予防・被害軽減を実現するために、適正な予警報システムの構築・維持を目的とした「マルチハザード早期予警報計画」（2012 年～2022 年）が策定された。同計画では、気象・洪水に関しては、①気象予報、②早期警報システム、③早期警報の伝達能力強化、④早期警報・避難システムの能力強化が戦略として掲げられている。これら戦略に対し我が国は、2016 年以降、無償資金協力を通じ、パキスタンの南北方向に連なる形で、4 台の気象レーダー（S バンド固体化二重偏波）の更新・新設を実施しており、それにより国土の約 8 割を観測範囲とする基幹気象観測網が構築される予定である。洪水の早期警報に関しては、無償資金協力「ライヌラー洪水制御予警報システム緊急整備計画」（2005 年～2007 年）で洪水予警報システムを、無償資金協力「洪水警報及び管理能力強化計画」（2011 年～2012 年）及び「第二次洪水警報及び管理能力強化計画」（2014 年～2015 年）で洪水解析モデルを整備しており、これらはパキスタン気象局（Pakistan Meteorological Department: PMD。以下「PMD」という。）により現在も運用されている。

他方、PMD は、我が国を始め多くの援助機関のもとで気象レーダーの設置を計画しているが、二重偏波気象レーダーを含む高機能レーダーの運用や精度の高い降水量算出（Quantitative Precipitation Estimation: QPE。以下、「QPE」という。）等を含む最新の技術や、気象レーダーの観測情報の洪水予警報への活用に関する経験・知見が不足している。また、我が国の支援により 45 箇所自動気象観測所 2（Automatic Weather Station: AWS。以下「AWS」という。）の設置・運用が開始されており、加えて他の援助機関により 550 箇所を超える AWS の設置計画がある。しかし、PMD は地上観測測器の校正・点検に関する経験が不足しているとともに、観測データの記録と管理が不十分など、観測業務における課題を抱えている。加えて、PMD は世界気象機関（World Meteorological Organization: WMO）が進める、影響に基づく予警報（Impact-based forecasting and warning）の実現を志向している。その実現のためには、気象予報に係るデータの質向上、精度の高い洪水情報の発信など、定量的な気象情報発信に向けた人材及び組織の能力強化を図ることが必要である。以上のとおり、パキスタン気象分野における課題は大きく分けて以下の 3 つがある：①高機能気象レーダーの運用や QPE 等を含む最新の技術に関する経験・知見の不足、②AWS 及び地上観測測器の校正・点検に関する技術の不足、③定量的な気象情報等の発信および洪水予警報への活用に係る経験の不足。これらの課題に対して、本事業は①PMD の高機能気象レーダーの運用・維持管理能力の強化、QPE の実施を支援し、②地上観測測器の校正・点検の能力強化を行うことで、気象情報の精度向上を図り、③QPE の実施による雨量マップの作成を通じて PMD の定量的な気象情報の提供ならびに洪水予警報への活用に係る能力の向上を支援するものである。したがって、本事業は当国の気象セクターにおける重要事業と位置付けられる。

3. 計画概要

(1) 計画概要

1) 事業目的：

本事業は、PMD 及び気象レーダーサイトにおいて、防災関連機関のニーズを把握する能力の向上、地上観測測器の校正及び維持管理体制並びに地上観測能力の強化、気象レーダーを利用した観測データの品質向上、気象予報の精度の向上、を行うことにより、PMD の気象観測・予報・気象情報の発信に係る能力向上を図り、もって PMD による防災関連機関のニーズに沿った定量的な情報提供に寄与するもの。

2) 事業実施期間：

2024 年 1 月～2027 年 12 月を予定（計 48 カ月）

3) 投入（インプット）

日本側 ①専門家派遣、②研修員受け入れ：本邦研修 3 回、③機材供与

パキスタン国側 ①カウンターパートの配置、②事業実施のためのサービスや施設、現地経費の提供（執務室及び家具等の提供プロジェクト実施に必要な経費）

4) 他事業との連携・役割分担

無償資金協力「第 2 次気象観測網整備計画」、無償資金協力「中期気象予報センター設立及び気象予報システム強化計画」、無償資金協力「ムルタン市気象レーダー整備計画」（2018 年～2026 年）及び「サッカル市における気象レーダー設置計画」（2021 年～2027 年）において、パキスタンの中部ムルタン市及びサッカル市に S バンド二重偏波気象レーダーの設置を予定。当該無償資金協力による施設・機材の整備と本事業による PMD の能力強化は、互いに補完し合いながらパキスタンの気象分野の発展に寄与するものである。

(2) その他特記事項

特になし

以 上

案件概要表

作成日：2025 年 4 月 22 日

1. 基本情報

- (1) 国名：パラグアイ共和国（パラグアイ）
- (2) 案件名：社会経済開発に向けた宇宙計画管理プロジェクト
- (3) プロジェクトサイト／対象地域名／参加者：パラグアイ全土/ パラグアイ宇宙機構（以下、「AEP（Agencia Espacial del Paraguay）」という。）
- (4) 計画の要約：本計画は、パラグアイにおいて、AEP の宇宙関連技術の活用、及び研究開発にかかる能力強化、並びに関係機関との社会課題解決への実験的取り組みを行うことにより、宇宙関連技術を主とする地理空間情報に基づく意思決定の推進を図り、もってパラグアイにおける農牧製品の生産性向上などの社会経済開発に寄与するもの。

2. 計画の背景と必要性

(1) 本計画を実施する外交的意義

本計画は、宇宙関連技術を活用した幅広い分野での社会経済開発、特に主要産業である農牧分野での製品の生産性や品質向上に資するため、我が国の対パラグアイ国別開発協力方針(2021 年 6 月)における重点分野「持続的経済開発」、同方針別紙「事業展開計画」の「バリューチェーン構築のための持続可能な農牧業開発プログラム」に合致する。また、日本の協力によりパラグアイ初の衛星開発及び打上支援が行われており、本計画を通じて科学技術及び宇宙外交を深めることが期待される。

(2) 当該国における宇宙関連セクターの開発の現状・課題及び本計画の位置付け

パラグアイ政府は、パラグアイ国家開発計画 2030（2014 年～2030 年）を策定しており、戦略的方針として、①貧困削減及び社会開発、②包括的な経済成長、③パラグアイの世界への適切な形での参入、が位置づけられている。また、それらを横断する要素として、(ア) 機会の平等、(イ) 透明で効率的な公共管理、(ウ) テリトリー計画、(エ) 環境的持続性、が位置づけられている。宇宙関連セクターへの取り組みは、上記の相互作用の中で、②(イ) 競争力及びイノベーション、に関する戦略に合致している。

AEP は 2014 年に設立された国家機関であり、パラグアイの宇宙開発にかかる政策の実施を行う。AEP は制度的戦略計画 2018-2023（Plan Estrategico Institucional 2018-2023）を作成しており、平和的な宇宙空間利用のために必要な

技術的イノベーションを促進し、国家の宇宙活動の発展を促進し管理することを目的としている。同戦略計画においても、特に国家の発展や防衛のためのツールとなる宇宙関連技術の研究開発・イノベーションを実施する役割があり、同計画の方針に関して、①公共及び民間部門から航空宇宙分野の発展に貢献すること、並びに②喫緊の課題に対する人材育成、その他の目標が定められており、①に紐づくアクションとして、農牧、地図作成、鉱物探査、気象、地質、環境、医学、通信、国防、産業、及びその他分野での宇宙技術の移転が定められている。また、②についても宇宙技術やそのアプリケーションの利用に関して、大学や国内外の機関と連携して研究者や専門人材の能力強化が定められている。

他方、2014年に設立されたばかりの機関であることから、AEPの基盤や優れた人的資源、またデータの調達にかかる資金等が限られており、災害リスクの管理や農業、環境、土地利用計画などの分野において地理空間データに基づく意思決定の促進の余地がある。また、独自の宇宙技術（センサー、通信システム等）の研究開発も限られているため、国内の様々な分野で活用できる研究開発能力の強化が出来ていない。かかる状況下、社会開発や経済成長を見据えて、宇宙関連セクターでの地球観測ほかの技術活用及び研究開発能力を強化すべく、技術的支援にかかる本事業が我が国へ要請された。

3. 計画概要

（１）計画概要

1) 計画目的

本計画は、パラグアイにおいて、AEPの宇宙関連技術の活用、及び研究開発にかかる能力強化、並びに関係機関との社会課題解決への実験的取り組みを行うことにより、宇宙関連技術を主とする地理空間情報に基づく意思決定の推進を図り、もってパラグアイにおける農牧製品の生産性向上などの社会経済開発に寄与するもの。

2) 事業実施期間：2023年10月～2025年9月（計24か月）

3) 投入（インプット）

日本側

- ① 専門家派遣：短期専門家（データ利活用計画、衛星開発・試験、データ利活用（防災、農牧業））
- ② 研修員受け入れ：宇宙関連政策、衛星開発、データ利活用
- ③ 機材供与：計算機資源、衛星データ等
- ④ 現地活動費

パラグアイ側

① カウンターパートの配置

② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

4) 他事業、他開発協力等との連携・役割分担

① 我が国の援助活動

JICA 開発大学院連携「SDGs グローバルリーダー（2021～2023 年度）」では、AEP から九州工業大学に留学生の受入を実施。本事業との関連では、衛星や部品開発にかかる高度な人材育成については、同留学生事業でも支援する。また、九州工業大学を始めとする本邦関係機関との連携を行う。

② 他の開発協力機関等の援助活動

アメリカ航空宇宙局や台湾国家宇宙センター、メキシコ宇宙機構、アルゼンチン宇宙活動委員会がそれぞれ、衛星画像データの提供や、その解析に係る研修を行っているが、本プロジェクトとの重複は発生しない。プロジェクトを進めるにあたり、他機関のプロジェクトと相乗効果が期待できる場合、意見交換や連携の可能性を探る。

(2) その他特記事項：特になし

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：バングラデシュ
- (2) 案件名：マタバリ港における運営・維持管理及び経営能力向上プロジェクト
- (3) プロジェクトサイト／対象地域名／参加者： マタバリ港・チッタゴン港／チッタゴン管区コックスバザール県・チッタゴン管区チッタゴン県／チッタゴン港湾庁（CPA：Chittagong Port Authority）職員・海運省（MoS：Ministry of Shipping）職員計 17 名（うち軍籍保有者 1 名を含む）
- (4) 計画の要約：チッタゴン管区コックスバザール県マタバリ地区において建設中のマタバリ港に関し、CPA によるターミナル運営・維持管理、船舶の入出港管理、複数港間の政策的な貨物誘導及びコンセッションプランニングに係る能力強化を目的として技術研修を実施するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

バングラデシュでは、過去 10 年以上に亘る年率 6%を超える GDP 成長に伴い、貨物需要も旺盛であり、バングラデシュのコンテナ貨物の 98%を扱うチッタゴン港の貨物取扱実績は、186 万 TEU（2014-2015 年度）から 279 万 TEU（2019-2020 年度）まで増加し、既に設計上の貨物取扱容量（175 万 TEU）を超えている。また、同港の現在の水深は 7.5m～9.5m であり、近年の世界的な船舶大型化の傾向と、今後の貨物需要の増加を踏まえると、近い将来必要不可欠となる 2,700TEU 以上の中・大型船の受入ができない。そのため、将来の貨物需要に対応するには、中・大型船の受入が可能な水深を有した新たな港湾開発が急務である。かかる状況を踏まえ、マタバリ地区において水深 16m の多目的深海港及び同港の利用促進に不可欠なアクセス道路を建設することにより、バングラデシュの貨物取扱容量の向上を図り、今後急増する貨物需要及び大型化する船舶の受入に対応するマタバリ港開発事業が計画された。

現在、日本の円借款により建設を支援中であるマタバリ港は、チッタゴン港の運営管理を行うチッタゴン港湾庁により運営される計画だが、事業効果の発現に向けては、完成前後のターミナル運営・港湾維持管理の能力強化が不可欠となっている。また、開港当初はチッタゴン港湾公社の直営もしくはローカルオペレーターへの荷役業務委託による運営を予定しているが、将来的にはコンセッションによる民営化の可能性あり、民営化を含めた運営体制の将来計画を策定する必要も出てきている。

これらの背景から、バングラデシュ政府から我が国に対し、マタバリ港の運営支援に係る技術協力プロジェクトが要請された。

- (2) 当該国における港湾セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

JICA は、対バングラデシュ人民共和国 JICA 国別分析ペーパー（2019 年 3 月）において、ゲートウェイとなる港湾の水深不足や施設不足により貨物取扱量が低迷

していることが、経済成長に向けた重要課題一つであるとし、港湾を含む「全国運輸交通ネットワーク整備」を重点課題として掲げている。日本政府の対バングラデシュ人民共和国国別開発協力方針（2018年2月）では、「中所得国化に向けた、全国民が受益可能な経済成長の加速化」が重点分野の一つとされ、「経済インフラの開発」「投資環境の改善」「連結性の向上」を3本柱としたベンガル湾産業成長ベルト構想（BIG-B構想）を中心とした協力を行うこと、質の高い運輸・交通インフラを整備し人とモノの効率的な移動を促進させ地域の連結性向上に貢献することが定められており、「マタバリ港における運営・維持管理及び経営能力向上プロジェクト」はこれらの分析・方針に合致する。また、本プロジェクトは、バングラデシュの持続的な産業化に不可欠なエネルギーや資材の物流拠点を整備し、マタバリ港周辺における投資促進を促すものであり、SDGs ゴール 9「強靱なインフラ構築、包摂的で持続可能な工業化の促進とイノベーションの育成」にも貢献すると考えられる。

3. 計画概要

（1）計画概要

CPAによるターミナル運営・維持管理、船舶の入出港管理、複数港間の政策的な貨物誘導及びコンセプションプランニングに係る能力強化を目的として、港湾政策・運営・維持管理に係る講義及び日本の港湾視察を実施する。

（2）その他特記事項

特になし。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：バングラデシュ、フィリピン 他
- (2) 案件名：令和6年度課題別研修「海事行政における検査能力強化を通じた船舶安全の確保」
- (3) プロジェクトサイト／対象地域名／参加者：バングラデシュ沿岸警備隊職員1名、フィリピン沿岸警備隊職員1名を含む計8名
- (4) 計画の要約：国際海事機関（IMO）で定められた船舶安全に関する海事国際条約を、対象国船舶検査官、PSC（ポート・ステート・コントロール）検査官や海事行政官に習得させ、条約対象船の検査及び寄航国検査の適切な執行強化を図るもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

ア バングラデシュ

本計画は、我が国にとって重要なシーレーンの一部を成すベンガル湾における海上安全保障に寄与するものである。

イ フィリピン

フィリピンは、我が国にとって海上輸送路の確保や、各地域との経済関係を発展させる上で、地政学的な重要性を有する。

- (2) 当該国における海上保安セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

ア バングラデシュは東南アジア及び南アジアの双方に跨るインド洋北東部のベンガル湾に面している。ベンガル湾はインド及びミャンマーを沿岸国に有し、特にミャンマーに近い南部海域では、海賊行為、人身売買、密入国の幫助、麻薬等の密輸入、違法漁業等の海上犯罪の課題が深刻である。そのため、バングラデシュ沿岸警備隊（BCG）が同海域の海上犯罪等に適切に対応していくことが治安確保に欠かせない。バングラデシュ海域における課題に対応するためには、BCG 職員の能力の更なる強化が必要であり、本研修コースへの参加が要請された。

イ フィリピンにおいては、海上保安に係る法執行ほか海上における治安の維持及び安全の確保能力の向上に向けた取り組みが行われてきた。しかしながら、その人的資源や能力は未だ十分とはいえず、更なる能力強化が求められている。フィリピンの開発基本方針においては、①持続的経済成長のための基盤の強化、②包摂的な成長のための人間の安全保障の確保、③ミンダナオにおける平和と開発が重点分野として掲げられている。本課題別研修は、①の開発課題のひとつである「治安・テロ対策等を通じた法執行能力強化」に貢献するものである。

3. 計画概要

- (1) 計画概要

本課題別研修コース「海事行政における検査能力強化を通じた船舶安全の確保」は、国際海事機関で定められた船舶安全に関する海事国際条約を、対象国船舶検査官、寄港国検査（PSC）検査官や海事行政官が習得することで、条約対象船の検査及び寄航国検査の適切な執行の強化を図ることを目的としている。また、近年、非条約対象船（内航船）の安全性の向上が強く求められていることから、内航船に対する適切な安全基準や検査の合理化についても習得を図り、内航船安全規制の改善を促進し、船舶安全の確保と海洋汚染の防止に寄与する。

（２） その他特記事項

なし

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：フィリピン、マレーシア、バングラデシュ
- (2) 案件名：令和 6 年度課題別研修「海上犯罪取締り」
- (3) 参加者：フィリピン沿岸警備隊職員 1 名、マレーシア海上法令執行庁職員 2 名、バングラデッシュの沿岸警備隊職員 1 名を含む計 21 名
- (4) 計画の要約：

アジア及びソマリア海賊対策をはじめとする海上犯罪取締りに必要な知識・技術を包括的に習得することを目的に、海賊対策や国際法に関する講義、薬物、密輸、人身売買への対策に係る講義等を行うもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

本研修は、海上保安機関、海上警察機関に所属する海上犯罪取締り実務担当者を対象に実施される研修である。

研修内容は、海上犯罪取締指揮運営論（総論、各論）を始めとする海上犯罪取締りに係る基礎理論の習得や日本の海上保安体制に対する理解の深化、自国の課題解決にむけたアクションプランの作成等となる。

【フィリピン】

フィリピン沿岸警備隊は、運輸省傘下の組織である。海上安全、海上法執行、海難救助、並びに海洋環境保全がその任務とされ、国内唯一の海上保安を司る組織であり、本研修の目的に合致する。

【マレーシア】

マレーシア海上法令執行庁は、内務省傘下の文民機関であり、マレーシア領海の海上における法と秩序の維持、捜索、救助などを主な業務としている。国家有事の際には、軍または国防省と協力して非軍事目的の任務を遂行する組織であるものの、右庁は、マレーシア国内唯一の海上保安機関であり、海上保安分野の業務を一元的に担っており、本研修の目的に合致する。

【バングラデシュ】

バングラデシュ沿岸警備隊は、海賊対策、密輸取締り等海上治安の維持、環境資源の保護、災害救援、海難救助等を所掌している。海上保安の任にあたる文民組織であり、同組織からの参加は本研修の目的に合致するものである。

- (2) 当該国における運輸交通セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

特にアジア・ソマリア海域においては、海賊及び船舶に対する武装強盗事件が急増・凶悪化した時期があり、その後も密輸・密航・不法操業等が引き続き重大な課題となっていることから、海上交通路の安全・保安確保に向けた各国の実務担当者の知識・技術の向上が不可欠であるとともに、地域内各国の協力強化・ネットワー

ク構築が重要となっている。

3. 計画概要

(1) 計画概要

アジア・ソマリア周辺海域沿岸国における海上保安機関職員の海上犯罪取締り能力の向上を目的として、海上犯罪取締りにかかる基礎理論、海上犯罪取締り実務に関する知識・技能の習得、研修員間及び日本の海上保安関係者との間での意見交換を通じ、自国の課題解決に向けたアクションプランの作成及び研修参加国間ネットワークの強化を目指した研修を実施するもの。

(2) その他特記事項

特になし。

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：バングラデシュ他
- (2) 案件名：令和6年度課題別研修「海上交通安全（国際認定 VTS 管制官コース）」
- (3) プロジェクトサイト／対象地域名／参加者：バングラデシュ沿岸警備隊職員 1 名を含む計 5 名
- (4) 計画の要約：

本研修は、海上交通の安全確保にかかる船舶通航サービス（VTS：Vessel Traffic Service）を強化することを目的に実施するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

バングラデシュは東南アジア及び南アジアの双方に跨るインド洋北東部のベンガル湾に面している。ベンガル湾はインド及びミャンマーを沿岸国に有し、特にミャンマーに近い南部海域では、海賊行為、人身売買、密入国の幫助、麻薬等の密輸入、違法漁業等の海上犯罪の課題が深刻である。そのため、海上交通の安全確保を行う機関が同海域の交通安全の安全確保にかかる船舶通航業務に適切に対応していくことが治安確保に欠かせない。

本コースへの参加により得られる知見は、海上安全、犯罪取締りなど、国家の安全に貢献するとともに、海上における安全な経済活動の実施、領海や排他的経済水域における主権的権利の保護など各国の健全な経済活動に貢献するものである。

- (2) 当該国における運輸交通セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

アジア地域は、世界でも有数の複層航路であるマラッカ・シンガポール海峡やインド洋を擁し、エネルギー資源、食料、製品等の海上物流にとって極めて重要な地域となっている。また、アジア諸国は近年の経済成長が目覚ましく、アジア地域において海上輸送が円滑に行われることは、当該国、地域のみならず世界経済にとって大変重要である

3. 計画概要

- (1) 計画概要

本研修では、国際航路標識協会（IALA）が定める訓練カリキュラム（R0103）に基づく実習を通じて、VTS 管制官として必要な知識・技能を習得するとともに、日本・マレーシア両国における講義、施設見学、現場実習等を通じて、異なる海上交通環境下における VTS センターの運用事例や人材育成システム等についての知見を深め、自国の現場で活用できることを目指す。

- (2) その他特記事項

特になし

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：ブルネイ、カンボジア、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、東ティモール、ベトナム
- (2) 案件名：令和 6 年度 UNODC 拠出「東南アジアにおける自由で開かれた海洋空間を維持するための海洋法執行及び海洋における法の支配の強化」
- (3) 参加者：対象国の海洋法執行等に携わる機関
- (4) 計画の要約：海洋状況把握（MDA）及び海上法執行（MLE）能力強化にかかる機材の供与、海上保安庁の専門家派遣を通じた能力構築（訓練実施及びワークショップ実施）、国連制裁回避対策のためのグローバルセンター支援等を通じ、東南アジアにおける海上保安能力を強化し、海洋における法の支配を促進する。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

国際商工会議所（ICC）国際海事局（IMB）の報告によれば、2024 年における世界の海賊等事案の発生件数 116 件のうち、東南アジアでの発生件数は 72 件であり、世界で最も海賊等事案の発生する地域となっている。加えて、東南アジア海域においては、合成薬物を含む違法薬物の海上輸送が問題となっている。

かかる背景を踏まえ、2024 年 7 月に実施された第 11 回日・UNODC 戦略政策対話の成果文書で、東南アジアにおける海上法執行能力強化に優先的に取り組むことが明記されている。東南アジア諸国の海上法執行及び海洋状況把握能力構築等の支援を行うことは、「法の支配」の促進を掲げる我が国の外交政策と合致するほか、同地域の海洋の安定を確保し、日本を含む地域の物流ルートの安全を強化することに繋がり、日本企業の活動・進出への取組を後押しし、日本経済の活性化と食料安全保障の確保が期待できる。さらに、東南アジア諸国との二国間関係の一層の強化にも資するため、本事業を実施する外交的意義は大きい。

- (2) 当該国における現状・課題及び本計画の位置付け

東南アジアの海域は、我が国にとっての主要な海上輸送ルートに当たる重要な海域である一方、例えば、シンガポール海峡では 2024 年の海賊等事案発生数が 43 件と昨年比約 16%増となっているなど、同地域の海上保安は脅かされている状況にある。

かかる状況に対し、本事業において、東南アジア諸国に対する海上法執行機関の能力構築等支援を通じ、我が国の経済的安全保障にも直結する同地域の海上保安能力の強化や海洋における法の支配の促進に貢献することが期待される。

3. 計画概要

- (1) 計画概要

以下の活動を通じ、東南アジアにおける海上保安能力を強化し、海洋における法の支配を促進する。

- 海上法執行機関や漁業機関に対する MDA 訓練並びに海上犯罪を担当する捜査官に対する海上犯罪捜査研修や VBSS 訓練の設計・実施
- 東ティモール国家海上保安庁海上作戦センターへの MLE 関連機器の供与
- パリ協定の下での各国の気候変動公約を達成するための、沿岸警備隊と政府船舶の排出目標に関する地域アプローチ開発
- MDA 技術ツールを使用した欺瞞的海運行為（DSP）に関与する船舶特定に関する訓練カリキュラム開発を含む、国連海事制裁実施のためのグローバル情報センターの取組支援

(2) その他特記事項

特になし

以 上

案件概要書

2025 年 4 月 22 日

1. 基本情報

- (1) 国名： フィジー
- (2) 案件名： 令和 5 年度無償資金協力「太平洋島嶼国における効果的な海上犯罪対策のための海上法執行機関能力強化計画（UN 連携／UNODC 実施）」
- (3) プロジェクトサイト／対象地域名／参加者： 対象国の海洋法執行等に携わる機関（本計画の対象国： キリバス共和国、ソロモン諸島、ツバル、ナウル共和国、バヌアツ共和国、パラオ共和国、フィジー共和国、マーシャル諸島共和国及びミクロネシア連邦）
- (4) 計画の要約： 太平洋島嶼国 9 か国の海上法執行機関に対し、海洋監視能力強化、海上法執行基盤整備及び法執行能力強化のために必要な機材供与及び人材育成支援を実施するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

太平洋島嶼国は、統計上その所得水準は高いが、国土が広大な地域にまたがり、国内市場が小さく、国際市場から地理的に遠いなどの要因により、国際的な経済変動などに極めて脆弱である（「経済的脆弱性の観点」）。また、地政学的競争の激化に伴い重要性が高まる太平洋島嶼国地域における、自由で開かれた国際秩序の維持・発展は、国家安全保障戦略上の我が国の国益に資する（「重要政策との関係」）。さらに、太平洋島嶼国はこれまで国際場裡において我が国の立場や国際機関選挙における我が国候補を支持するなど、我が国と重要な協力関係にある（「外交上の観点」）。

太平洋島嶼国地域は、日本と豪州及びニュージーランドを結ぶ縦のシーレーンと、インド洋及び南シナ海から太平洋へ抜ける横のシーレーンが交わる、地政学的に極めて重要な地域である。他方でソロモン諸島が中国と安全保障協力枠組み協定を締結したように、近年中国が同地域において影響力を拡大しており、我が国として同地域との関係を更に強化する必要性が高まっている。我が国は、「太平洋・島サミット」の枠組み等を通じて同地域との協力の進化を図っており、2021年に開催した第9回太平洋・島サミット（PALM9）で合意した共同行動計画では、5つの重点分野の1つとして「法の支配に基づく持続可能な海洋」を掲げている。こうした支援は、「自由で開かれたインド太平洋」の実施にとっても重要である。

2022 年 5 月 24 日に開催された日米豪印首脳会合の共同声明において、4 か国はインド太平洋地域のパートナーと協働し、人道及び自然災害に対応し、違法漁業と戦うために設計された、新しい海洋状況把握イニシアティブである「海洋状況把握のためのインド太平洋パートナーシップ（IPMDA）」を歓迎しており、我が国の担う役割も同盟国・友好国から高く期待されている。

太平洋島嶼国各国及びその周辺水域では、海上犯罪（違法操業船の航行、麻薬取

引、人身取引、移民の密航、強制労働等）が大きな問題となっているのに対し、海上法執行機関の体制・キャパシティが脆弱であり、海洋監視能力強化、海上法執行基盤及び執行能力等の強化に係る支援を実施することは、上記コミットメントを具体化するものであり、我が国による支援実施の必要性は高い。

（２） 当該国における海洋安全保障セクターの現状・課題及び本計画の位置付け
フィジー海域ではプレジャーボートの通過／航行量が多く、これらボートによる国内への薬物密輸の危機に面している。海洋状況把握については、フィジー海洋調査救援調整センター（FMSRCC）が重要な役割を担っており、軍も存在するため、情報収集拠点の設置や巡視船の配備も他国に比して進んでおり、体制としては整いつつあるが、領海全域をカバーするだけの機器は不足しておりかつ人的資本が欠如している（12海里以内が警察、12海里以遠EEZ内が軍の管轄だが、本事業の対象は警察）。沿岸地域コミュニティへの啓発・関与等による監視能力向上により、海上検査・捜査活動の効率化を図ることができる。また、刑事司法制度は正式な制度と伝統的手法が混在しており、これにより裁判制度の停滞が発生しているため、多くの刑事事件が未解決のままとなっている。

3. 計画概要

（１） 計画概要

- 海上法執行基盤の整備と強化（機材・設備の調達、機材・設備・警備艇使用・維持管理にかかる研修の実施）
- 海上法執行能力及び海上監視能力の強化（海洋警察に対するパトロール訓練及び情報分析訓練の実施、海上麻薬取引対策訓練の実施、海洋保護区における違法行為・漁業犯罪の監視能力強化、人身取引、密入国対策訓練の実施）
- 海上犯罪にかかる司法機関の能力強化（刑事司法組織の体制強化及び検察官への研修実施、海上犯罪に関する太平洋島嶼国地域協力の促進）

（２） その他特記事項

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：マレーシア
- (2) 案件名：令和 6 年度マレーシア第三国研修「海上保安官向け能力強化」
- (3) プロジェクトサイト／対象地域名／参加者： 研修地はマレーシア／参加者はフィリピン沿岸警備隊職員 2 名他、数名が 2024 年度に参加
- (4) 計画の要約：海上法執行、捜索・救護等にかかる第三国研修であり、アジア及びアフリカ諸国の海上保安実務担当者を対象とし、各国の海上保安能力強化を図るもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

本事業は我が国の「対マレーシア国別開発協力方針」（2023 年 9 月）における重点分野 2「アジア地域共通課題への対応」の下、アジア地域全体の利益の増進のために、海上を含む法の支配の確保等、地域共通の課題に対応するべく、人材育成、相互協力推進強化を含めて支援を行うとしている。また、我が国は「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」の実現に向けて各国と協力をしつつ様々な施策を展開している。その中でも「海における法の支配の確保のための理念・知見の共有」が、FOIP 実現のための四本の柱のうち、「海」から「空」へ広がる安全保障・安全利用の取組」の一つとして定められており、本事業はこれに資するものである。

- (2) 当該国における海上保安セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

マレーシアは、地政学的重要性を有する国際海上交通の要衝上に位置し、日本にとっても重要なシーレーンであるマラッカ・シンガポール海峡をはじめとして領海内に広範囲の国際航路を有している。また、同領海では日本関係船舶を含む多数の国際船舶が航行している等、領海の安全確保は、同国の社会経済上重要である一方で、領海内での海難事故や外国漁船による密漁、密輸、海賊、密入国等の犯罪の増加が深刻な問題となっている。

こうした状況に対し、同国政府は 2005 年に、海上保安に係する業務を一元的に管理し対応するため、マレーシア海上法令執行庁（Malaysian Maritime Enforcement Agency：MMEA）を設立した。MMEA の主な業務は、領海の海上における法と秩序の維持・捜索救助であり、設立以来、多発する犯罪や事故への対応能力の強化、東南アジア諸国との連携・協力体制の構築等に取り組んできた。また、教育訓練施設であるスルタン・アフマッド・シャー海洋アカデミー（Academy Maritime Sultan Afmad Shah：AMSAS）をマレー半島東海岸中央部クアンタンに設立し、実務経験の蓄積及び組織内で育成された指導者による指導を通じて、ASEAN 諸国を対象とした「国際研修」を実施するなど、海上保安訓練機関との国際的な協力関係の構築に取り組んでいる。

このような背景のもと、JICA は MMEA 設立以降、海上法執行活動において必要な海上法執行の能力強化にかかる支援を段階的に実施してきており、MMEA の現場における更なる実践力の向上を図ってきている。

3. 計画概要

(1) 計画概要

本プロジェクトは、アジア及びアフリカ諸国の戦略的な南南協力の取り組みを実現することを目的として、海上法執行や捜索・救護等に関し、各国の海上保安実務担当者を対象として、海上保安能力強化を図るもの。

(2) その他特記事項

特になし

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：インドネシア、タイ、フィリピン、東ティモール、マレーシア、ソロモン、ニウエ、パラオ、モンゴル、スリランカ、バングラデシュ、ケニア、ジブチ、モーリシャス、ウクライナ、モルドバ
- (2) 案件名：国際公法の中核人材（2024 年度～2026 年度）
- (3) プロジェクトサイト／対象地域名／参加者：本邦大学に来日（長期研修員）
- (4) 計画の要約：本邦大学院修士課程での学修を通じ、各国の国際公法分野において将来の実務や研究を担う中核人材が育成され、各国の国際法に関わる課題への対応能力が向上する。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

日本は法の支配の強化を外交政策の柱の一つとして推進し、様々な分野におけるルール作りとその適切な実施に尽力している。これら施策を着実に実施するには、各国における国際公法の理解が進むことが不可欠であり、長期研修員の受入れを通じた国際公法に通ずる人材の育成は、外交政策の実施の礎となっており外交的意義が高い。

- (2) 対象国における国際公法セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

国際公法分野では、グローバル化と科学技術の急速な進歩により、新たな課題が生じている。例えば、海洋法分野では、国連海洋法条約にて海洋における各国の権利義務関係や行動規範を示しているが、海賊行為、麻薬の違法取引、違法操業、海洋資源をめぐる紛争、海洋環境の保全等の様々な課題が顕在化している。また、海洋法分野以外でも、国境をまたいだ資源管理や貿易取引をめぐる国家間の紛争等も近年大きな課題となっている。

これら問題に対しては、各国が、法の支配、航海・航空の自由、紛争の平和的解決、自由貿易の推進等の基本的価値に基づいて国際秩序の確保に向けて対応することが、当該地域の平和・安定・繁栄のために不可欠である。

他方、開発途上国の国際法上の課題に対応する体制はまだ脆弱な面があり、このような背景のもと各国において同分野で専門的知識を持って政策立案や事案への対処が可能な人材育成が急務となっている。

本プログラムは、国際公法に関連する政府機関等において実務を担う中核人材を育成することにより、各国政府が同分野における課題に対し、国際法上のルールに基づいて対応するための能力向上を目指す。

JICA の課題別事業戦略であるグローバル・アジェンダ「ガバナンス」では、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値が実現し、一人一人の国民が法に基づき保障される社会の実現を目的として、ガバナンスの強化に協力すると共

に、国際社会における法の支配の実現にも取り組む方針を掲げている。また、我が国の開発協力大綱は、平和・安全・安心な社会の実現、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化を重点政策として掲げる。

本事業は、国際公法分野に携わる実務家及び研究者の能力向上を通じて各国が直面する国際法に関わる問題に対し、法に基づき適切な対処をする体制の強化に寄与することで「法の支配」強化に図るものである。同観点から、SDG ターゲット 16.3 「国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する」の達成にも資するものである。

3. 計画概要

(1) 計画概要

- プロジェクトサイト／対象地域名：本邦
- 事業実施期間：2024 年 9 月～2028 年 9 月を予定
- 事業実施体制：邦大学院修士課程に研修員が在籍し、指導教授のもとで修士号取得を目指す。
- 主な内容：
 - 各研修員の研究テーマに関する知識・知見の習得に向けた本邦大学院課程での研究実施。
 - 機構の実施する法整備支援事業に関する研修、セミナーへのオブザーバー参加
 - 長期研修員向けイベントへの参加

(2) その他特記事項

なし

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名：ベトナム、フィリピン、マレーシア
- (2) 案件名：令和6年度国別研修「こじま乗船研修及び国内研修」
- (3) プロジェクトサイト／対象地域名／参加者：本邦／なし／対象国海上保安機関職員
- (4) 計画の要約：
海上保安機関の職員が、日本の海上保安庁所属の練習船「こじま」に乗船し、船舶の運用や維持管理に係る技術研修を行うもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義
対象各国とも、我が国にとって海上輸送路の確保や、各地域との経済関係を発展させる上で、地政学的な重要性を有する。
- (2) 当該国における〇〇セクターの現状・課題及び本計画の位置付け
【ベトナム】ベトナムの開発基本方針においては、①成長と競争力強化、②脆弱性への対応、③ガバナンス強化が重点分野として掲げられている。本研修は、③の協力として実施している司法・立法・法執行能力強化プログラムに貢献するものである。
【フィリピン】フィリピンの開発基本方針においては、①持続的経済成長のための基盤の強化、②包摂的な成長のための人間の安全保障の確保、③ミンダナオにおける平和と開発が重点分野として掲げられている。本研修は、①の開発課題のひとつである「治安・テロ対策等を通じた法執行能力強化」に貢献するものである。
【マレーシア】マレーシアの開発基本方針においては、①協力パートナーとしての関係構築、②アジアの地域協力の推進が重点分野として掲げられている。本研修は、①の協力として実施している運輸ネットワーク強化プログラムに貢献するものである。

3. 計画概要

- (1) 計画概要
本研修「こじま乗船研修及び国内研修」は、海上保安機関の職員が、日本の海上保安庁所属の練習船「こじま」に乗船し、船舶の運用や維持管理に係る技術研修を行う。また日本においては、広島県呉市で「こじま」を下船後、同市所在の海上保安大学校で船舶の運用や船員教育について研修や施設見学等を行う。
- (2) その他特記事項
なし

以 上

1. 基本情報

- (1) 国 名：フィリピン・マレーシア
- (2) 案件名：令和6年度国別研修「制圧指導官研修」
- (3) プロジェクトサイト／対象地域名／参加者：本邦／
フィリピン沿岸警備隊職員、マレーシア海上法令執行庁職員
計画の要約：本案件は、海上保安機関の指導官等を対象とし、海上法執行に必要な制圧技術等に関する知識及び技能並びに同技術の指導方法の習得を目的に実施するものである。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義
両対象国とも、我が国にとって海上輸送路の確保や、各地域との経済関係を発展させる上で、地政学的な重要性を有する。
- (2) 当該国における海上保安セクターの現状・課題及び本計画の位置付け
フィリピン及びマレーシアにおいては、海上保安に係る法執行ほか海上における治安の維持及び安全の確保能力の向上に向けた取り組みが行われてきた。しかしながら、その人的資源や能力は未だ十分とはいえず、更なる能力強化が求められている。指導官等を対象とし、海上法執行に必要な制圧技術等に関する知識及び技能並びに同技術の指導方法の習得を目的に本研修で習得した制圧術やそれを指導する技術が教育訓練や現場の活動に反映され、フィリピン及びマレーシアにおける海上保安実務能力が大きく向上することが期待される。
フィリピンの開発基本方針においては、①持続的経済成長のための基盤の強化、②包摂的な成長のための人間の安全保障の確保、③ミンダナオにおける平和と開発が重点分野として掲げられている。本研修は、①の開発課題のひとつである「治安・テロ対策等を通じた法執行能力強化」に貢献するものである。
マレーシアの開発基本方針においては、①協力パートナーとしての関係構築、②アジアの地域協力の推進が重点分野として掲げられている。本研修は、①の協力として実施している運輸ネットワーク強化プログラムに貢献するものである。

3. 計画概要

- (1) 計画概要
本案件は、海上保安機関の指導官等を対象とし、海上法執行に必要な制圧技術等に関する知識及び技能並びに同技術の指導方法の習得を目的に実施するものである。本研修において習得した技術が現場の活動に反映され、海上保安能力が向上することが期待される。
- (2) その他特記事項
なし

1. 基本情報

- (1) 国 名：フィリピン・マレーシア
- (2) 案件名：令和6年度国別研修「上級鑑識研修」
- (3) プロジェクトサイト／対象地域名／参加者：本邦／
フィリピン沿岸警備隊職員、マレーシア海上法令執行庁職員
- (4) 計画の要約：鑑識捜査に従事する海上保安職員を対象とし、海上法執行に係る鑑識の知識及び技術の習得を目的に実施するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義
対象各国とも、我が国にとって海上輸送路の確保や、各地域との経済関係を発展させる上で、地政学的な重要性を有する。
- (2) 当該国における海上保安セクターの現状・課題及び本計画の位置付け
両当該国の海上保安機関は領海の海上における法と秩序の維持、搜索救助を主な業務としており、多発する犯罪や事故への対応能力の強化のため、鑑識技術に係る能力向上を通じ、海上での鑑識体制を強化し法治国家において適切に法令を執行するのに必要不可欠な知識・技能の向上を図る。
フィリピンの開発基本方針においては、①持続的経済成長のための基盤の強化、②包摂的な成長のための人間の安全保障の確保、③ミンダナオにおける平和と開発が重点分野として掲げられている。本研修は、①の開発課題のひとつである「治安・テロ対策等を通じた法執行能力強化」に貢献するものである。
マレーシアの開発基本方針においては、①協力パートナーとしての関係構築、②アジアの地域協力の推進が重点分野として掲げられている。本研修は、①の協力として実施している運輸ネットワーク強化プログラムに貢献するものである。

3. 計画概要

- (1) 計画概要
本案件は、鑑識技術習得に係る海上保安官の能力向上のための研修へ参加し、鑑識に関する知識及び技能を習得することを目的とする。本研修において習得した技術が現場の活動に反映され、海上保安能力が向上することが期待される。
- (2) その他特記事項
なし

以 上

案件概要書

2025 年 4 月 22 日

1. 基本情報

- (1) 国 名：ベトナム
- (2) 案件名：令和2年度ベトナム海上警察の能力強化
- (3) プロジェクトサイト／対象地域名／参加者：本邦／ベトナム国／ベトナム海上警察職員
- (4) 計画の要約：海上法執行、捜索救助、漂流予測、練習船乗船の研修を実施することにより、同国の海上保安能力の向上を図り、もって社会の安定化を通じた同国の経済社会開発に寄与するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

ベトナム国は、海上輸送路の確保や、ASEAN 各国との経済関係を発展させる上で、我が国にとって地政学的な重要性を有する。

また両国関係は、2023 年 11 月の日越首脳会談において「アジアと世界における平和と繁栄のための包括的戦略的パートナーシップ」に格上げされ、共同声明には「両首脳は、双方の海上保安当局間の合同訓練、情報共有及び能力構築を含む協力活動の強化を通じて、海洋安全保障及び海上保安に関する協力を強化することで一致した」と明記されている。

- (2) 当該国における海上保安セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

ベトナム海上警察（VCG）は、法執行ほか海上における治安の維持及び安全の確保を主たる任務としており、海上保安能力の向上に向けた取り組みが行われてきた。しかしながら、その人的資源や能力は未だ十分とはいえず、更なる能力強化が求められている。本研修において習得した技術が現場の活動に反映され、海上保安能力が向上することが期待される。

ベトナム国の国別開発協力方針においては、①成長と競争力強化、②脆弱性への対応、③ガバナンス強化が重点分野として掲げられている。本研修は、③の協力として実施している司法・立法・法執行能力強化プログラムに貢献するものである。

3. 計画概要

- (1) 計画概要

本研修は、海上法執行、捜索救助、漂流予測、練習船乗船の研修を実施することにより、同国の海上保安能力の向上を図り、もって社会の安定化を通じた同国の経済社会開発に寄与するもの。

- (2) その他特記事項

なし

以 上

案件概要書

2025 年 4 月 22 日

1. 基本情報

- (1) 国名：ペルー 他
- (2) 案件名：令和 6 年度課題別研修「中南米総合防災」
- (3) プロジェクトサイト／対象地域名／参加者：ペルー国家防災庁職員 1 名を含む計 12 名
- (4) 計画の要約：

本研修は、災害リスクを根本的に軽減するための計画立案とその実践の理解を深めるための講義を実施し、参加者が自国の災害リスクの適切な評価に基づく防災計画策定手法の理解を深め、修了後に自国において地方防災計画の策定を促進することを目的に実施するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

本研修は中央又は地方政府において、災害マネジメントサイクルにおける予防、減災に携わる者を対象に、過去の災害により蓄積された日本の経験を総合的に学ぶためのプログラムである。研修参加者が自国における「仙台防災枠組 2015-2030」の実施に向け、特にグローバルターゲット (e)「国・地方の防災計画策定国が増加する」の達成と推進に貢献すべく、災害リスク削減における基礎知識と実践的ノウハウの習得を目指す。

ペルーでは、風水害、土砂災害、地震、火山災害など共通した自然災害のリスクを抱え、これら自然災害による人的・経済的損害が同地域の開発にとって大きな阻害要因のひとつとなっている。このような防災対策が必要な国から、防災計画策定や災害発生時の対応・復旧、住民への啓発活動を行う防災機関の職員が参加することにより、参加国における防災計画の策定や人材育成に貢献することが期待できる。

- (2) 当該国における防災セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

ペルーにおいて防災セクターは、対ペルー国別開発協力方針の重点分野「防災対策」に合致し、本研修は、「防災行政強化プログラム」に位置づけられる。

3. 計画概要

- (1) 計画概要

本研修では、国際的な防災の変遷、災害リスク削減につながる地方防災計画等の講義などから過去の災害により蓄積された日本の経験を総合的に学ぶ。また、中南米地域の参加者間での知識や経験を共有するプログラムやアクションプランの作成を実施する。

- (2) その他特記事項

特になし

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名： マダガスカル
- (2) 案件名： 令和3年度アンタナナリボ廃棄物管理体制強化プロジェクト
- (3) プロジェクトサイト／対象地域名／参加者： アンタナナリボ市及びその廃棄物最終処分場／水・衛生省（MEAH: Ministère de l'eau et de l'Assainissement）、アンタナナリボ市（CUA : Commune Urbaine Antananarivo）、市衛生公社（SMA : Société Municipale Antananarivo）
- (4) 計画の要約： 本事業は、アンタナナリボ市において、廃棄物収集・運搬の強化や最終処分場の運営管理能力の改善、さらには中・長期スキームの特定・提案を行うことにより、CUA と SMA の廃棄物管理の能力強化を図り、もって市の廃棄物管理制度全般の改善に寄与するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

日本の外務省の対マダガスカル共和国開発協力方針（2021 年 5 月）では、「経済開発と社会開発のバランスの取れた持続的発展への支援」の基本方針（大目標）のもと、5 つの重点分野（中目標）が特定されている。本事業は、都市・地域開発の基盤整備のための上下水道整備や廃棄物管理などの社会インフラ整備支援を掲げる、重点分野 2「経済インフラ開発」の方針と一致する。また、JICA の課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）の「環境管理（JICA クリーン・シティ・イニシアティブ）」のクラスター「廃棄物管理の改善と循環型社会の実現」の方針とも合致する。加えて、JICA マダガスカル国別分析ペーパー（2019 年 9 月）でも、都市貧困層の生活向上と社会の安定の観点から廃棄物管理改善を重視しており、本事業は JICA の協力方針とも合致する。

- (2) 当該国における廃棄物管理セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

マダガスカル共和国の首都アンタナナリボ市では急激な都市化が進み、人口増加率は 5.17%（国連、2018 年）となり、人口 139 万人（2021 年推計値）が排出する廃棄物量は 1 日あたり約 780 トンに達している。マダガスカル政府は、国家総合政策・マダガスカル緊急イニシアチブ（2019～2023 年）において、都市の廃棄物管理を優先課題として位置づけ、水・衛生国家政策（2020 年）では、すべての人が衛生サービスにアクセスできるよう、都市廃棄物の適切な管理が必要不可欠として重点分野に掲げている。

廃棄物管理を担う CUA は市衛生会社 SMA に廃棄物の処理・処分を委託しており、同社は週 7 日夜間も含め収集を行っているが、車両・機材の不足により収集率は 4 割程度にとどまっている。そのため、未収集地域では道路脇や河川、排水路に廃棄物が散乱し、雨期には排水路などの氾濫を引き起こしている。また、劣悪な衛生環

境は、2017 年に首都圏で 165 人以上が死亡したペスト流行の一因とされ、市民への健康リスクも深刻な課題となっている。収集された廃棄物は、市内唯一の最終処分場アンジャランチ処分場（オープンダンピング・サイト）へ搬入されているが、1960 年代から適切な管理（土砂を平準化する「敷均し」、転圧、覆土）が行われず、ごみが地上約 20m まで積み上げられた結果、処分場の対応可能容量が逼迫し、ごみ山の崩落や地滑りによる死亡事故も発生している。また、未処理で排出される浸出水や煙、悪臭等による周辺環境と住民の健康への悪影響も懸念されている。なお、新規処分場の整備に関する調査は CUA と SMA によって行われているが、候補地の検討等の具体的な計画には至っていない。

上記の背景から、衛生改善と環境負荷軽減を目的とした廃棄物収集率の向上と、アンジャランチ処分場の安全・環境面での改善と延命、これらの課題に対応するため CUA と SMA の廃棄物管理能力の強化が急務であるとして、水・衛生セクターの事業を所掌し廃棄物管理における監督省庁としての役割を担う水・衛生省 MEAH から「アンタナナリボ廃棄物管理システム改善プロジェクト」（以下、「本事業」という。）が要請された。本事業では、CUA と SMA を主対象として収集・運搬から最終処分に至る一連の廃棄物管理フローに関する課題分析と改善計画の策定・実施にかかる能力強化とともに、中・長期的な廃棄物管理スキーム（上記の改善計画及び実施体制も含めた全体像）の特定・提案を行う。本事業が目指すアンタナナリボ市の自律的で総合的な廃棄物管理能力の強化は、マダガスカル政府が掲げる政策優先課題への対応にも寄与するものである。

なお、本事業から得られた知見や教訓を、国内の地方都市や、アフリカ諸国のきれいな街と健康な暮らしの実現を目指し JICA、日本環境省及び国連機関等により設立された「アフリカのきれいな街プラットフォーム(ACCP)」を通じてアフリカの加盟国に共有することにより、同地域内の廃棄物管理の改善に資することが期待される。

3. 計画概要

（１） 計画概要

- 1) 事業目的：本事業は、アンタナナリボ市において、廃棄物収集・運搬の強化や最終処分場の運営管理能力の改善、さらには中・長期スキームの特定・提案を行うことにより、CUA と SMA の廃棄物管理の能力強化を図り、もって市の廃棄物管理制度全般の改善に寄与するもの。
- 2) 事業実施期間：2023 年 1 月 ～ 2026 年 12 月を予定（約 4 年間）
- 3) 投入：日本側①専門家派遣、②研修員受け入れ：本邦研修 1 回③機材供与

マダガスカル側：①カウンターパートの配置②関係機関による協力③専門家執務スペースの提供④本事業実施に使用する機材の免税措置、保管、国内移動、施設、現地経費の提供

- 4) 他事業との連携・役割分担：
JICA 開発調査型技術協力「アンタナナリボ・トアマシナ経済都市軸総合開発計画策定プロジェクト」（2016～2018 年）では、廃棄物管理分野での法規制の整備や当時の SAMVA（現 SMA）の廃棄物管理向上などの必

要性が指摘された。これを受けて要請された本事業は、機材供与を行う無償資金協力「アンタナナリボにおけるきれいな街のための廃棄物管理機材改善計画」（2022 年 G/A 署名）と連携し、これらの喫緊の課題に取り組むものである。

（２） その他特記事項

特になし。

以 上

案件概要書

2025 年 4 月 22 日

1. 基本情報

- (1) 国名：マダガスカル他
- (2) 案件名：令和 6 年度課題別研修「地域警察」
- (3) プロジェクトサイト／対象地域名／参加者：マダガスカル国家警察職員 1 名を含む計 20 名
- (4) 計画の要約：

本研修は、中央警察組織で地域警察を担当する部門又は警察制度を担当する部門の職員を対象として、地域警察業務の強化に向けて必要な知識や技術を習得することを目的に実施するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

法の支配を実現し、基本的人権を保障するためには、地域社会の安全と平和を確保する必要がある。日本では、交番・駐在所を拠点に、地域と密着して、地域住民、企業、自治体などと協力しながら地域警察活動が行われている。本研修は各国の中央警察組織の職員を対象に、日本の地域警察の制度や取り組み、さらに警察官の育成方法について紹介し、自国での地域警察の展開に必要な知識やノウハウを学ぶ。

本研修で習得した知識は、参加各国の犯罪防止・治安維持にあたる国家警察の業務向上に資するものである。

- (2) 当該国におけるガバナンスセクターの現状・課題及び本計画の位置付け

マダガスカルはアジアとアフリカを結ぶ海洋航路の戦略的要衝に位置し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現における地政学的な重要性を有する。2014 年の民主的政権樹立以降、経済成長率は改善傾向にあるが、依然貧困率は高く、地方からの人口流入による都市の拡大・治安悪化が社会問題となっている。マダガスカルの国別開発協力方針においては、ガバナンス改善が重点分野として掲げられ、行政機関の能力強化等のガバナンス改善に資する支援を実施することとされている。

3. 計画概要

- (1) 計画概要

研修参加国における地域警察の制度及び取り組み、地域警察に関する日本の制度や取り組み、警察官の育成方法等について知識を習得し、自国の地域警察における課題への対応策を策定する。

- (2) その他特記事項

特になし

以 上

案件概要書

2025 年 4 月 22 日

1. 基本情報

- (1) 国名：マレーシア 他
- (2) 案件名：令和 4 年度課題別研修「海図作製技術－航行安全・防災のために－（国際認定資格 B 級）」
- (3) 参加者：マレーシア国立水路センター職員 2 名を含む、計 9 名が参加。
- (4) 計画の要約：水路測量又は海図作成を担う各国政府及び政府関係機関に在籍する技術者を対象とし、海図作成及び海洋情報の収集・活用能力の向上を目的とするもの。研修修了者は、国際的な基準である水路測量国際 B 級認定技術者と認定される。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

海図は海上交通の安全を確保し海上貿易を成長させるために重要な社会基盤であるのみならず、津波や油流出等の大規模災害などに係る防災や海洋の環境保全の施策立案にも不可欠である。本研修を通じて海図作製、海洋情報の収集・活用に関する知識・技術を習得することで、マレーシアでの海上の安全性向上、自律的な警備救難活動、違法行為や環境汚染への対応強化等の成果が期待できる。

National Hydrographic Center は防衛省（海軍）の管轄にあるが、マレーシアで唯一水路測量調査（Hydrographic Survey）を実施することが許可された組織であり、本研修の適切な参加者として組織以外に適切な所属先はなく、軍籍を回避することは難しい。

- (2) 当該国における運輸交通セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

海洋は様々な経済活動の場であり、自由で開かれた持続可能な海洋の維持・保全、および海洋における連結性の強化は、その経済発展にとっても不可欠である。一方、同国海域においては、海賊及び船舶に対する武装強盗事件が急増・凶悪化した時期があり、その後も海上交通の安全性の確保が引き続き重大な課題となっている。本件は、マレーシアでの海上の安全性向上、自律的な警備救難活動、違法行為や環境汚染への対応強化等に資するものである。

3. 計画概要

- (1) 計画概要

海図は海上交通の安全を確保し海上貿易を成長させるために重要な社会基盤であるのみならず、津波や油流出等の大規模災害などに係る防災や海洋の環境保全の施策立案にも不可欠である。しかし、開発途上国においては、人材不足が一因で海図整備が未だ不十分であるため、海図作成及び海洋情報の収集・活用能力の向上を目的とする。

的として、本研修を実施するもの。海図作成に必要となる理論的基盤や、海図作成の実務海図データの利活用に関する講義や、港湾での船上実習等を経て、海図作成技術を習得することで、水路測量国際認定B級を取得することができる。また、本コースは運輸交通グローバルアジェンダに位置付けられ、海上の安全性向上や途上国の自律的な警備救難活動、違法行為や環境汚染に適応できる能力強化に資する「海上保安能力強化」クラスターの一部を成すプログラムである。

(2) その他特記事項

特になし

以 上

1. 基本情報

- (1) 国名： モルディブ共和国（以下、「モルディブ」という。）
- (2) 案件名： 令和 6 年度「海上保安能力強化」（国別研修）
(Strengthening the Capacity of Maritime Safety and Security)
- (3) プロジェクトサイト／対象地域名／参加者： モルディブ沿岸警備隊職員が本邦研修で来日予定
- (4) 計画の要約： 本計画は、モルディブ沿岸警備隊（国防省傘下）職員に対する海上保安分野での本邦研修を実施することにより、研修参加職員の海上犯罪取締りに係る知識・技能の習得を図り、もってモルディブ国の海上法執行能力強化に寄与するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

本研修は、我が国の「対モルディブ共和国 国別開発協力方針」(2020 年 4 月)における重点分野3「ガバナンス能力の強化」に沿っている。また、日本政府の外交政策である「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の実現のうえで、同国は地政学的に重要な位置にあり、本研修では FOIP 四本柱のうち、第一の柱(「平和の原則と繁栄のルール」)及び第四の柱(「海」から「空」へ広がる安全保障・安全利用の取組)の推進の観点から貢献するものであり、実施の意義は大きい。

- (2) 当該国における海上保安セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

モルディブは、大小 1,192 の島々から構成される島嶼国であり、アジアと中東・欧州を繋ぐインド洋のシーレーンに位置する海上の要衝である。国内産業が限定的であることから、燃料や食品、生活用品等を輸入に頼っており、国民の生活維持の観点から、物資輸送のための海上の治安維持が極めて重要である。また、GDP の大部分を占める観光業や漁業等の産業発展の観点からも、域内の海上保安の重要性は高い。

モルディブの海上保安を担うモルディブ沿岸警備隊（国防省傘下。正式名称：Maldive National Defense Force Coast Guard）は、同国の広大な排他的経済水域（EEZ）の資源の保護や、海上犯罪にかかる海上法執行、海難事故などの海救難救助にかかる任務に従事している。一方、現状 MNDFCG にはこれらの活動に必要な専門的な知識や技術が不足しており、近年は麻薬の違法取引や違法漁業を含む海上犯罪が増加している。

このような背景のもと、モルディブ政府は、MNDFCG の能力強化を目的とし、日本の海上犯罪取締りの実践と知識を踏まえて本研修を要請した。実施にあたっては、先方が抱える上記課題や人材育成のニーズを踏まえ、関連する分野（海上犯罪取締り等）の課題別研修への上乗せにて対応することとする。

3. 計画概要

(1) 計画概要

本計画は、モルディブ沿岸警備隊（国防省傘下）職員に対する海上保安分野での本邦研修（海上犯罪取締り等の課題別研修への上乗せ）を実施することにより、研修参加職員の海上犯罪取締りに必要な知識・技術の習得を図り、もってモルディブ国の海上法執行能力強化に寄与するもの。2024 年度から 2026 年度にかけて、毎年 2 名ずつのモルディブ沿岸警備隊職員が本邦研修に参加予定。

(2) その他特記事項

特になし。

以 上

案件概要書

2025 年 4 月 22 日

1. 基本情報

- (1) 国名：モルディブ 他
- (2) 案件名：令和 6 年度課題別研修「消防・防災」
- (3) プロジェクトサイト／対象地域名／参加者：モルディブ消防・救助隊職員 1 名を含む計 11 名
- (4) 計画の要約：
本研修は、中央・地方政府、又は民間の消防担当機関を対象に、自国で応用可能な日本の消防・防災についての知識・技術を習得すること目的に実施するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義
本研修は、「仙台防災枠組 2015-2020」における「災害リスクを理解」し「効果的な応急対応のための災害への備え」への取組みとして、様々な火災を想定した消火・救助技術の実技習得に加え、地域で実施する防災啓発活動の実施など、自国で応用可能な日本の消防・防災についての知識・技術を習得することを目的に実施するものである。
研修参加国における消防・消火活動、救急救助支援活動の向上への貢献が期待される。
- (2) 当該国における消防・防災セクターの現状・課題及び本計画の位置付け
モルディブは、アジア地域と中東・アフリカ地域を結ぶインド洋シーレーン上の要衝に位置する政学的な重要性を有し、我が国が自由で開かれたインド太平洋を実現する上での重要なパートナーとなっている。対モルディブ国別開発基本方針は、①地域振興、②環境・気候変動・防災、③ガバナンス能力の強化が重点分野となっている。本研修は②の「環境・気候変動・防災」プログラムに貢献するものである。

3. 計画概要

- (1) 計画概要
「仙台防災枠組」の概要と防災における消防の役割、災害の備え、減災活動、火災予防、地域防災活動、火災現場における救出救助及び応急手当等の講義、実習を通じて日本における火災予防、防災に関する基礎知識を理解する。また、帰国後の普及活動のための計画が策定され、所属組織の消防・防災体制が改善されることを目指す。
- (2) その他特記事項
特になし

以 上

1 基本情報

- (1) 国名：モルディブ共和国（以下「モルディブ」という。）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：モルディブ全土
- (3) 案件名：令和 6 年度経済社会開発計画（Economic and Social Development Programme）
- (4) 計画の要約：モルディブ政府に対し、我が国で製造された警備艇を供与することにより、同国の海難救助・海上犯罪の対応能力向上を図り、もって社会の安定化を通じた同国の経済社会発展に寄与するもの。

2 計画の背景と必要性

(1) 本計画を実施する外交的意義

モルディブは、我が国のインド洋シーレーンの要衝に位置し、地政学的な重要性を有する。2023 年 7 月には林外務大臣（当時）が同国を訪問して外相会談を行い、両国外相の間で、「自由で開かれたインド太平洋（F0IP）」の新たなプランの下、気候変動・防災や、海における法の支配を始めとする幅広い分野で二国間協力を進めていくことで合意した。本計画は、F0IP 実現のための三本柱の一つである「平和と安定の確保」に資する案件であり、その実施を通じて両国の更なる関係強化が期待されるなど、外交的意義が大きい。

さらに、我が国は、対モルディブ国別開発協力方針の基本方針「脆弱性に配慮した持続可能な経済成長への支援」の下、重点分野として「ガバナンス能力の強化」を掲げている。国土の 99%が海である同国にとって、海洋安全保障は健全な経済活動を支える根幹となっており、海上の治安対策及び災害対策の強化に向け、沿岸警備隊の能力の強化の外交的意義は大きい。

(2) 当該国における海上保安の現状・課題及び本計画の位置付け

モルディブは、大小約 1,200 の環礁島から構成される小島嶼開発途上国であり、漁業と海域における観光は、同国経済の重要な部分を担っている。総人口約 50 万人の同国で、約 16,000 隻の運輸・観光用（年間の観光客は約 150 万人）の大小船舶、また約 2,000 隻の漁業用船舶が登録されており、国民生活における海上移動の重要性は大きい。（漁業には直接、間接に約 60%の世帯が従事している）。このため、海上保安は住民の生活、経済活動を支える基本であり、海上犯罪の取締り、違法漁業対策等の治安対策と、海上での救難、救助対応等の安全管理の強化は同国の重要な政策課題となっている。

モルディブ政府では、広大な沿岸地域を対象とする海事法執行機関は、沿岸警備隊が中心となっており、様々な仕様の警備艇等により対応している。しかしながら、同

国の政治・経済の中心である首都の所在するマレ島の港湾管理に従事する沿岸警備隊港湾警備局では、現在所有する警備艇が老朽化しており、海上における安全・治安対策を十分に実行できず、警備艇の更新が喫緊の課題となっている。

本計画では、この課題に対応すべく、モルディブ政府から要請があった沿岸警備隊に高速航行の可能な警備艇を供与することで、首都マレ島を中心とする海上安全強化対策の改善を図り、もって同国の経済社会開発に寄与するもの。

3 計画概要

(1) 計画概要

① 計画内容

モルディブ政府に対し、我が国で製造された警備艇を供与するもの。

② 期待される開発効果

警備用船舶を供与することにより、島嶼国である同国の海上安全対策が強化され、住民の安全な生活環境が強化され、主要産業である(海上)観光、漁業等の就業環境の改善が期待される。

③ 計画実施機関／実施体制

沿岸警備隊

④ 他機関との連携・役割分担

特になし。

⑤ 運営／維持管理体制

沿岸警備隊が運営・維持管理の責任機関となる。

(2) その他特記事項

モルディブの所得水準は相対的に高いことから、「所得水準が相対的に高い国に対する無償資金協力の効果的な活用について」に基づき、無償資金協力の供与の可否について精査が必要である。同国は大小約 1,200 の環礁島から構成される小島嶼開発途上国 (SIDS) であり、気候変動による海面上昇等、自然災害に対する脆弱性を有している (環境的脆弱性)。また、同国は、外貨に依存する観光業が主な産業となっており、経済構造が脆弱である (経済的脆弱性)。さらに、インド洋シーレーンの要衝に位置しており、我が国支援を通じた同国の持続的発展と安定は、海上輸送路の安定にも貢献し、「自由で開かれたインド太平洋」の実現にも資するとの観点から、我が国にとり重要である (外交的観点)。以上の観点から、無償資金協力の供与は適当と判断される。

以 上

案件概要書

2025 年 4 月 22 日

1. 基本情報

- (1) 国名：モルディブ他
- (2) 案件名：令和6年度課題別研修「航空保安対策」
- (3) プロジェクトサイト／対象地域名／参加者：モルディブ国防省職員 2 名を含む計 5 名
- (4) 計画の要約：

本研修は、国際民間航空機関（ICAO）の定める国際標準と勧告方式、これらに基づく我が国の航空保安体制や各種対策等について習得し、参加国の航空保安能力強化を図ることを目的に実施するもの。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

航空の安全を脅かすハイジャックやテロ行為は現在も絶えることはなく、これに対し国際民間航空機関（ICAO）をはじめ国際社会は各国の一致した対応を求めているが、知識や経験の不足から十分な対応をとることができない開発途上国は多く、支援が必要とされている。

本研修では、航空保安対策の国際基準、日本の航空保安対策の制度等の座学や視察を通じて、参加各国の航空保安対策の改善と向上に貢献する。

- (2) 当該国における運輸交通セクターの現状・課題及び本計画の位置付け

モルディブは、アジア地域と中東・アフリカ地域を結ぶインド洋シーレーン上の要衝に位置する地政学的な重要性を有していることから、対モルディブ国別開発協力方針においても「ガバナンスの強化」が3つの重点分野（1. 地域振興による強靱な経済・社会構造の構築 2. 環境・気候変動対策・防災 3. ガバナンス能力の強化）の1つとなっており、その中でも空港等での保安対策やテロ対策は同国の観光産業の保全のみならず地域の平和と安定にとって重要であることから、適切に支援を実施していくこととされている。

3. 計画概要

- (1) 計画概要

日本の航空行政の仕組み、ハイジャック防止体制、空港における保安検査、航空会社による国内及び国際便の保安対策等に係る基礎知識を習得し、参加国での航空保安が強化されるための行動計画を策定する。

- (2) その他特記事項

特になし

以 上

案件概要書

2025 年 4 月 22 日

1. 基本情報

- (1) 国名：ラオス人民民主共和国（以下、「ラオス」という。）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：セコン県、サラワン県、チャンパサック県及び首都ビエンチャン
- (3) 案件名：令和 4 年度「南部地域における不発弾除去の加速化を通じた地域開発計画」(The Project for the Regional Development through Acceleration of the Clearance of Unexploded Ordnance in the Southern Provinces)
- (4) 計画の要約：
ラオス南部 3 県（セコン、サラワン、チャンパサック）において、NRA 及び UXO Lao 事務所の不発弾除去に係る活動費と必要な資機材供与及び施設の整備等を支援することにより、不発弾除去の加速化及び貧困地域における開発の阻害要因の削減を推進し、もって地域開発及び不発弾被害者数の削減に寄与する。

2. 計画の背景と必要性

- (1) 本計画を実施する外交的意義

ラオスはインドシナ半島の中央に位置し、周囲を東南アジア地域 5 か国に囲まれたメコン地域の要衝にあり、同国の安定と繁栄は ASEAN の一体性を確保し、地域全体の平和と繁栄を確保するために不可欠である。我が国はラオスと良好な関係を築いており、日・ラオス国交樹立 70 周年を迎える 2025 年、両国の関係が「包括的戦略的パートナーシップ」に引き上げられるなど、二国間関係は益々深化している。

本計画は、この課題解決に向けて累次の支援要請がなされていたところに応えるものである。また、2025 年 1 月には両首脳間で本分野における継続した協力を確認しており、支援を継続的に実施することの外交的意義は大きい。また、本事業は地域住民の生活の安全を確保するとともに、不発弾除去後の経済活動を通じて、地域住民の生活の向上を支援するものであることから、「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」構想の 3 本柱の「平和と安定の確保」にも合致している。

- (2) ラオスにおける不発弾除去セクターの課題及び本計画の位置付け

ラオスに存在する不発弾は、ベトナム戦争中などに投下され、全土に埋没する不発弾の数は、今なお約 8,000 万個に及ぶと推定される。一方で、これまで除去された数は約 170 万個に過ぎず、こうした不発弾の存在は、人々の生活の安全を脅かし、国内の農地拡大やインフラ開発の阻害要因となっており、長年にわたりラオスの開発の大きな妨げとなっている。ラオス政府は不発弾除去を SDGs の 18 番目のゴールとして、「UXO からの安全 (Lives safe from UXO)」を独自に設定するなど、優先度の高い課題として開発パートナーに対し同目標達成に向けた取組への支援を要請しており、日本に対しては特に南部における不発弾除去への貢献が期待されている。

3. 計画概要

(1) 計画内容

ラオス南部3県（セコン、サラワン及びチャンパサック）において、NRA（National Regulatory Authority: 不発弾処理統制機構）及び UXO Lao (Lao National Unexploded Ordnance Programme: ラオス不発弾処理プログラム）事務所の不発弾除去に係る活動費及び地雷（不発弾含む。）検知センサー機等の必要な資機材の供与と、不発弾除去に関する研修センター等の施設整備を支援し、不発弾除去の加速化及び貧困地域における開発の阻害要因の削減を推進する。

(2) その他特記事項

特になし

以 上